

酒田市総合計画 後期計画

目 次

I 序

1	総合計画後期計画の意義	6
2	総合計画後期計画の期間	6
3	総合計画後期計画の構成	6

II 本 編

1	私たちを取り巻く時代の流れ	8
2	基本理念	11
3	都市の将来像	11
4	体系図（基本理念、都市の将来像、施策の大綱、重点プロジェクト、個別計画）	12
5	後期計画の策定にあたって	13
6	施策の大綱	

第1章 公益の心を育むまち

～ 豊かな個性を創造し、公益の心を育むまちへ ～

第1節	明日を担う心豊かな人づくり	14
(1)	幼児教育の充実	14
(2)	小中学校教育の充実	14
第2節	世代を超えて学びあうまちづくり	15
(1)	生涯学習の充実	15
(2)	図書館活動の充実	16
第3節	生涯スポーツで明るく健やかなまちづくり	16
(1)	スポーツの普及拡大	16
第4節	歴史と芸術に育まれた文化のまちづくり	17
(1)	芸術文化の振興	17
(2)	歴史、文化遺産の保存と活用	17
第5節	公益が広がる大学まちづくり	18
(1)	大学と地域の連携強化	18

第2章 元気があふれるまち

～ 保健、医療、福祉が連携し、健康の喜びがあふれるまちへ ～

第1節	健康で元気に暮らせるまちづくり	19
(1)	保健活動の充実	19
(2)	地域医療の連携と充実	20
(3)	国民健康保険等の充実	20
第2節	地域で支え合う福祉のまちづくり	20
(1)	地域福祉の充実	21
(2)	高齢者福祉の充実	21
(3)	障がい者支援の充実	21

(4) 児童福祉の充実	22
第3章 地域力が高いまち	23
～ 市民と行政の協働により、ぬくもりあるまちへ ～	
第1節 地域が育んできた力を生かすまちづくり	23
(1) 地域コミュニティの振興	23
(2) 中山間地域の振興	23
(3) 飛島の振興	24
第2節 共に築く交流ネットワークづくり	24
(1) 市民活動支援、市民相談の充実	24
(2) 男女共同参画社会の推進	25
(3) 国際交流、国内交流の推進	25
第4章 安全と安心を実感できるまち	26
～ 安全と安心を実感し、自然環境を未来につなぐまちへ ～	
第1節 安心して暮らせるまちづくり	26
(1) 消防、救急、救助の充実	26
(2) 防災（災害対策、治山治水）体制の充実	26
(3) 防犯、交通安全対策の充実および空き家対策の推進	27
第2節 自然と共生し環境を保全するまちづくり	28
(1) 環境共生社会の実現	28
(2) 廃棄物対策の推進	28
(3) 斎場、霊園施設の整備	29
第5章 潤いと美しさが広がるまち	30
～ 快適な生活環境と心やすらぐ、景観が広がるまちへ ～	
第1節 快適で機能的なまちづくり	30
(1) 安全で安心な上下水道の整備	30
(2) 良質な居住環境の整備	30
(3) コンパクトで交流の広がるまちづくり	31
第2節 美しさにあふれるまちづくり	31
(1) 公園都市構想の推進	31
(2) 美しい景観づくり	31
(3) 潤いのある公園整備	32
第6章 賑わいと活力に満ちたまち	33
～ 地域を支える産業が総合力を発揮し、活力のみなぎるまちへ ～	
第1節 特色ある農林水産業の振興	33
(1) 自立した農業経営の確立と地域資源の保全、向上	33

(2) 地域循環型林業の振興と環境保全	35
(3) つくり育てる漁業の振興	35
第2節 地域活力を支える工業の振興	36
(1) 地域産業の活性化	36
(2) 企業誘致の推進	36
第3節 個性と魅力にあふれる商業の振興	37
(1) 商業活動の活性化	37
第4節 地域資源を生かした観光の振興	38
(1) 観光資源の充実	38
(2) 観光資源の活用	39
第5節 雇用の安定と働きやすい環境づくり	39
(1) 雇用の安定対策	39
(2) 労働環境の改善	40

第7章 明日を拓く交流のまち

～ 交通基盤のネットワーク化により、交流が拡大するまちへ ～

第1節 世界に拓がる国際公益拠点港の整備	41
(1) 酒田港の機能充実	41
(2) 酒田港の利用促進	42
第2節 地域活力を高める高速交通網の整備	42
(1) 高速道路等の整備促進	42
(2) 交流拠点となる庄内空港の整備	43
(3) 地域間交流を活発化する鉄道の整備	43
第3節 生活基盤となる交通ネットワークの整備	43
(1) 道路交通網の整備充実	43
(2) 市民交通の充実	44

第8章 市民のための質の高い行財政運営

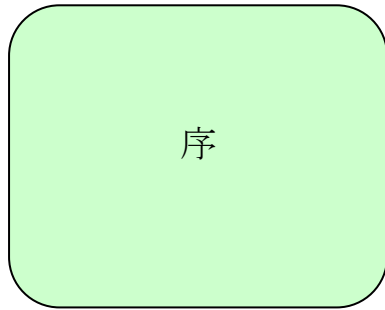
～ 市民に関われた効率的で効果的な行財政運営を進めるまちへ ～

第1節 質の高い行財政運営の推進	45
(1) 行財政改革の推進と行政運営	45
(2) 安定した財政基盤の確立	45
第2節 市民と共に歩む行政の推進	46
(1) 市政への市民参加の促進	46
(2) 透明性の高い行政の推進	46
第3節 効率的で効果的な広域行政体制の充実	46
(1) 広域行政の充実	46

7 重点プロジェクト	48
------------	----

雇用創造プロジェクト ～賑わいと活力、雇用を生み出す産業の創造～

重点施策 1)	地域を支える基盤づくり	49
重点施策 2)	賑わいをもたらす観光の産業化	50
重点施策 3)	魅力あふれる農林水産業の振興	51
重点施策 4)	自立した職業生活を営む安定雇用の推進	53
重点施策 5)	海運のネットワーク化と物流と人流の拠点づくり	53
重点施策 6)	高速交通網のネットワーク化	54
市民元気	プロジェクト ～少子高齢化対策と協働社会の創造～	56
重点施策 1)	子どもを産み育てやすい環境づくり	56
重点施策 2)	いつまでも、いきいきと暮らせる健康地域づくり	57
重点施策 3)	協働のまちづくり	59
個性創造	プロジェクト ～公益の心と個性あふれる人、地域の創造～	61
重点施策 1)	未来に向かう酒田っ子の育成	61
重点施策 2)	生涯学習と生涯スポーツを通じた人づくり、まちづくり	62
重点施策 3)	歴史と文化が織りなす人づくり、まちづくり	63
まち快適	プロジェクト ～美しく暮らしやすい安全で安心なまちの創造～	65
重点施策 1)	公園都市構想の推進	65
重点施策 2)	美しい景観づくり	66
重点施策 3)	災害に強い安全で安心なまちづくり	66
重点施策 4)	みんなでつくる循環型社会	68
8	基本指標 (1) 人口フレーム (推計)	69
	(2) 財政運営の方針	69
Ⅲ	計画推進のために	71
1	市民と共に取り組むまちづくり	72
2	計画の確実な実行を目指して	72



I 序

1 総合計画後期計画の意義

酒田市、八幡町、松山町および平田町の合併によって平成17年11月1日新酒田市が誕生しました。「酒田市総合計画」は、合併にあたり作成した「新市建設計画」を尊重し、新時代にふさわしいまちづくりの方向性を示すものであり、平成19年9月に市民共有の指針として策定されました。

計画策定から5年が経過し、人口減少社会の到来と共に少子高齢化がますます進行し、環境共生、価値観の多様化、産業構造の変革、情報・経済の国際化など地方公共団体を取り巻く状況は日々、目まぐるしく変化しています。そのような状況の中で、計画期間前半を振り返り、諸課題への取り組みと進捗状況を精査したうえで、基本計画部分について中間見直しを行い、その内容を後期計画としてまとめました。

総合計画後期計画は、本市に生まれ育った子どもたちが故郷に誇りと愛着を持ち、若者から高齢者までいきいきと安全に安心して暮らせるまちづくりをより一層進めていくために策定するものあり、さらに、本市の向かうべき方向性、地域の魅力と特性を全国に発信し、人と物の交流拡大によって、企業進出、U I Jターン、観光の振興を促し、本市発展の契機につなげるものです。

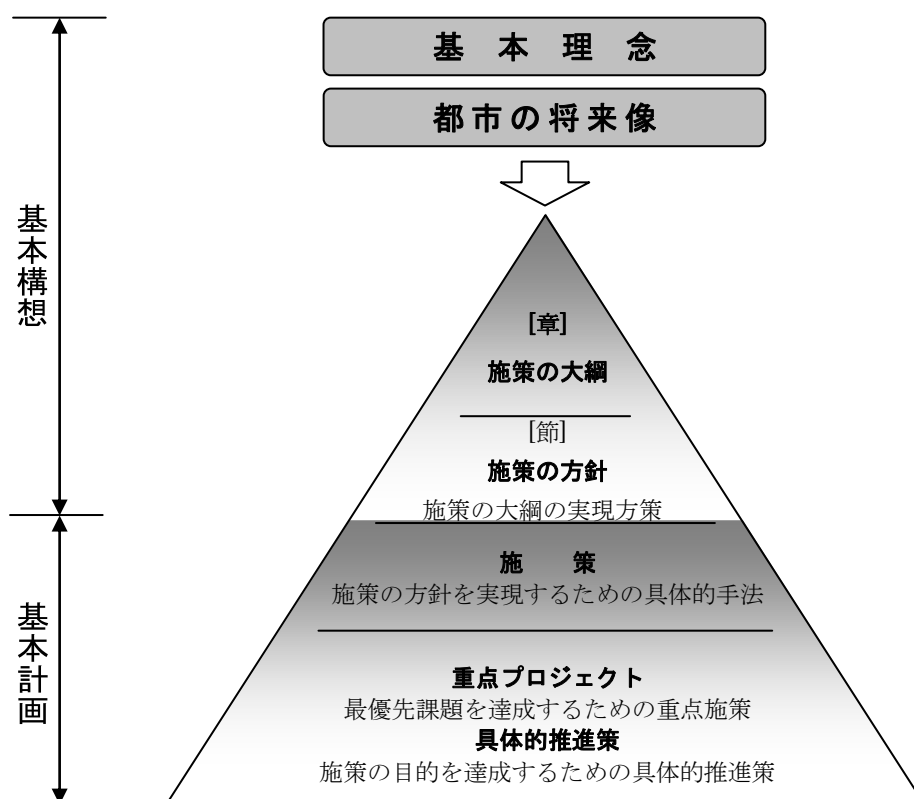
2 総合計画後期計画の期間

後期計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

3 総合計画後期計画の構成

総合計画は、基本構想の部分と基本計画の部分とで構成されています。

- 基本構想 基本的な理念を明らかにし、都市の将来像を示すとともに、将来像を実現するために「施策の大綱」(章)と「施策の方針」(節)を定め、本市の目指すべき方向性を示します。
- 基本計画 基本構想に基づき、具体的な「施策」を明らかにし、行政運営を総合的かつ計画的に実施するための具体的手法、推進策を示します。「施策の方針」(節)ごとに記載している「施策」以下の部分であり、この部分を見直して後期計画を策定しています。



本 編

II 本 編

1 私たちを取り巻く時代の流れ

① 人口減少社会（人口減少・少子高齢社会）

日本の総人口は、平成16年12月をピークとして、増加から減少に転じ、今後も減少が続くと予測されています。本市においても、出生数の減少と高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少といった人口構造の大きな変化により、社会全体の活力低下が心配されています。

平成22年の国勢調査人口は日本全体で約1億2,800万人であり、前回17年の調査時から横ばいの状況です。しかしながら、平成24年1月30日に社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」では、人口減少は今後更に進行し、約50年後の西暦2060年における我が国の総人口は、中位推計で現在の3分の2、およそ8,600万人まで落ち込み、高齢化率は約4割に達するという厳しい未来を予測しました。

本市においても、平成17年の国勢調査人口117,577人に対し22年国勢調査による人口は111,151人と、5年間で6,426人、割合にして5.5%減少しています。高齢化率は、平成23年12月末現在で28.6%と、非常に高い状況となっています。一方、1人の女性が生涯に産む子の数を示す「合計特殊出生率」は平成22年で1.49であり、人口増の目安となる2.08とはかなりの乖離があります。

安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、高齢者を支えるための保健、医療、福祉サービスの充実や健康づくりなど、人口減少社会においてまちづくりをしていくための新しいしくみづくりが求められています。

② 安全、安心社会（災害・事故・犯罪・食・疾病・心）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（地震災害の名称は東日本大震災）は、東北から関東にかけての東日本一帯に未曾有の被害をもたらしました。幸いにも本市には直接的な被害は少なかったものの、地震発生直後から27時間余り続いた停電、流通網の停滞による食料品、石油製品の供給不足など市民生活に多大な影響をもたらしました。この東日本大震災を機に、これまで以上に災害への備え、危機管理への関心が高まっています。今後も、地震空白域と指摘されている日本海西方沖や本市を縦断する活断層を震源とする地震発生の懸念があることから、地震・津波への防災対策および市民の防災意識の一層の向上が必要となっています。

また、複雑多様化する事故や犯罪を未然に防ぐとともに、急病時の救急医療体制の充実や身近に高度医療を受けられる体制づくりなど、安全で安心に暮らすためのネットワークの確保が必要とされています。

一方、生活が快適で便利になるにしたがって、危険性も多様化しています。輸入食品や加工食品が一般家庭に広く受け入れられるようになってきたことから、残留農薬や食品の不正表示などに関連して、食の安全性についても関心が集まっています。

さらに、ストレスにより、うつ病などにかかる人は、年代に関係なく増加傾向にあり、心の健康やケアにも大きな関心が寄せられています。平成24年6月1日厚生労働省が発表した平成22年の健康寿命¹は、男性70.42歳、女性73.62歳で、同年の平均寿命との差は、男女それぞれ10年前後あり、元気で歳を重ねていくための環境整備が求められています。

③ 多様化社会（価値観・協働・コミュニティ）

「もの」から「心」への指向が一層強まり、自分らしく豊かでより質の高いライフスタイルが目されています。生涯学習の充実とともに、個々が持つ知識や経験を地域活動やボランティア活動などに役立てたいと考える人が増えています。また、本格的な高齢社会を迎え、高齢世代の経験や余暇を社会に生かす仕組みづくりが必要となっています。

¹ 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。2000年にWHO（世界保健機関）が公表。

さらに、市民ニーズが多様化、複雑化し、行政とコミュニティ²、NPO法人³などが連携、協働して新しい公共のあり方を追求することが求められています。特にコミュニティの重要性が高まっており、地域の特性を十分に生かしながら、市民の主体的な地域づくりを進めることが求められています。

④ 環境共生社会（自然環境・地球環境・地域資源）

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムは、地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊など地球規模で環境問題を深刻化させています。世界規模の取り組みが必要なこれらの大きな課題に加え、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による汚染といった新たな問題も出てきています。震災以降、環境やエネルギーに対する関心が一層高まるなか、国では、原子力を中心としたこれまでのエネルギー政策の見直しを行っているところであり、また、山形県においては、平成23年3月、再生可能エネルギーの開発促進などを柱とした「山形県エネルギー戦略」を策定しました。このような動きを受け、本市においても人と自然との共生を図りながら、かけがえのない自然を守り、環境にやさしいライフスタイルを実践していくために、自然環境と調和し、かつ地域の特性を生かした環境対策が必要となっています。

また、豊かな自然や風景など、これまで培われてきた地域資源を保全し、後世に残し伝えていくことにより、持続的に発展する地域づくりが必要です。

⑤ 産業構造変革社会（技術力・新分野・雇用）

平成20年秋のアメリカの投資銀行の破綻いわゆるリーマンショックは世界的な金融危機の引き金になりました。超円高の状況は、部品の海外製造を加速させ、国内産業の空洞化を招いています。更に欧州を中心とした金融、財政危機の問題もあいまって、我が国の工業は依然厳しい状況にあります。本市においても5年前の計画策定時より製造業事業所数・従業員数・製造品出荷額等ともに減少している現状にあり、農商工連携や新たな産業としてのリサイクル、エネルギー分野への取り組みなどが求められています。

本市の基幹産業である農業においても、農業従事者の高齢化の進展、担い手、後継者不足、これに伴う耕作放棄地の増加が深刻化しています。米の新品種「つや姫」の高い評価といった明るい話題もありますが、今後も認定農業者⁴と集落営農⁵を主体とする効率的かつ安定的な農業経営体づくり、担い手の農地集積、また新規就農希望者に対する支援などが重要な課題です。また、今後のTPP交渉の動きとその影響、対策についても懸念されるところです。

さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害は、国内需要の落ちこみの原因となると同時に、海外輸出における大きな障害となっています。中国向け精米のくん蒸倉庫として登録された酒田港西埠頭上屋の活用や、罹災した太平洋側の代替港として獲得した貨物取扱量を維持していくための利用者の定着等、これからも本市の特徴・強みを活かした販路拡大に向けた取り組みが課題です。若者の職業意識啓発、職業訓練等を実施し、若年者雇用を拡大するとともに、女性の社会参加を促進し、高齢者の豊富な知識や経験を活用することも重要となっています。

雇用の場の確保は、若者の流出防止やU I Jターン⁶の増に極めて有効であり、人口減少の深刻化に伴う本市の最重要課題となっています。今後も、企業のニーズを的確にとらえると同時に、静脈産業⁷の集積や農商工連携の具体化等、本市の優位性を生かした企業誘致に取り組む必要があります。

² コミュニティ：同じ地域に居住して利害を共にし、政治、経済、風習などにおいて深く結びついている地域社会のことで、地域住民の相互性を強調する場合、地域コミュニティということも多い。

³ NPO法人：広くは非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。また、狭義では、特定非営利活動促進法により法人格を得た団体を指す。

⁴ 認定農業者：農業の担い手として、市町村が農業経営基盤強化促進法による農業経営改善計画の認定を受けた農業経営者。

⁵ 集落営農：集落を単位として、農業生産過程において、全部又は一部についての共同化、統一化に関する合意の下に実施される営農。

⁶ U I Jターン：Uターンは地方に居住していた人が、就職等により都市に定住し、再び元の地方に戻り定住すること。Iターンは都市に居住していた人が、地方に定住すること。Jターンは別の地方に定住すること。

⁷ 静脈産業：製品の製造・配送等を行う動脈産業に対し、製品が廃棄物等となった後、適正なりサイクルや処分等を行う産業を指す。また、そのための物流を静脈物流という。

ます。

観光については、本市がロケ地となった映画「おくりびと」効果もあり、平成21年度には年間入込数が、300万人を突破するなど、好調に推移していました。震災の影響による入込の落ち込みも回復傾向にあります。

今後は、点在する観光施設や歴史文化施設を、線や面的に結び付けることによって、より回遊性を高め、自然や食といった本市の魅力を国内外に積極的にPRすることが、震災の風評被害による入込数の回復そして、交流人口増への喫緊の課題となっています。

⑥ グローバル社会（国際化・情報化・交通基盤）

国境を越えた社会、経済活動が活発化し、人や物、資本に加えて、情報の交流が世界的規模で広がっています。交通基盤の整備は、国際間、地域間の交流を活発化させてきました。また、ICT⁸技術の開発やパソコン、スマートフォン等携帯端末の普及によって、高度情報化社会が急速に進展しています。時間や場所、人を選ばずに、容易にコミュニケーションをしたり、多様な情報を入手したりすることが可能となり、人々の意識や感性そのものの境界がなくなっている一方で、個人情報⁹の保護やメディアリテラシー⁹の向上など情報社会における意識改革やスキルアップが必要となっています。

また、外国人居住者との相互理解を図るとともに、年々増加する外国人旅行者との地域や市民による国際交流への取り組みを促進することも大切になっています。

地方都市において交通基盤の整備は人と物の交流に必要な手段であり、特に災害発生時は支援物資や燃料の輸送のサプライチェーン¹⁰、被災地と代替施設間の連絡

手段として欠かせないものです。日本海沿岸東北自動車道の未整備区間の県境部分についても整備段階へ向けた取り組みが継続されていますが、供用開始までにはまだ多くの時間と課題解決が必要であり、今後も県境を越えて広域的に連携しながら、青森から新潟までの全区間322キロ全線開通に向けた取り組みを進める必要があります。

⑦ 分権社会（自立・地域間競争・行財政改革）

国では景気低迷や生産年齢人口の減少により税収の増が見込めない中で、災害復興や社会保障の財源をどう確保していくか、非常に厳しい状況となっています。また、地方においても、更なる財源移譲が期待できないなか、効率のかつ効果的な行政運営が大きな課題となっています。

地方分権の進展により、自己決定、自己責任の原則のもと、知恵と工夫をこらした地域間競争の時代を迎えており、地域の特性を十分に生かした地域づくりを進め、個性豊かで活力に満ちた社会を実現していくことが求められています。

本市においては、合併の総仕上げという局面を迎え、合併特例債や過疎債、辺地債等有利な財源を活用した投資事業を実施しながら、少子高齢社会の加速度的な進行の中で、住民サービスの質を維持しながら、健全な市政運営を行っていくことがいっそう求められる重要な時期となっています。

⁸ ICT：情報通信技術を示すITにコミュニケーションを加えた概念。

⁹ メディアリテラシー：テレビ・ラジオ番組や新聞、インターネット等さまざまな情報媒体の本質を理解し、それらによる情報をうのみにせず、どんな意図で作られ、送り出されているかを主体的に読み解き、適切に利用する能力。

¹⁰ サプライチェーン：原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの供給（サプライ）連鎖（チェーン）。一般的に製品は、開発、部品の調達、製造、配送、販売といった一連の流れを通して消費者に届く。

2 基本理念

私たちは、多くの資源、魅力を融合し、新たに船出しました。

先人たちから受け継いできた歴史、文化、自然を大切に、全市民の英知を結集し、夢と希望にあふれる明日へ向かいます。

すべての市民〔人〕が、酒田で生活することに希望と誇りが持てるように、地域〔ふるさと〕の中で、恵みである資源を最大限に生かしながら、国内外に情報を発信し続け、人々の笑顔が通いあう〔交流〕まちを創ります。

心豊かに健やかで未来に向かうまちづくり 〔 人 〕

▽子どもたちが、公益の心を持ち、知、徳、体、すべての面で大きく成長するまちづくりを推進します。

▽若者が、夢を実現でき、活躍の場が広がるまちづくりを推進します。

▽すべての市民が、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

誇りと信頼にあふれる協働のまちづくり 〔ふるさと〕

▽酒田を愛し、ふるさとに自信と誇りを持ち続けるまちづくりを推進します。

▽市民、地域、行政が強い信頼関係を築き、協働のまちづくりを推進します。

▽地域コミュニティの輪を広げ、喜びと安心にあふれるまちづくりを推進します。

創造が世界に広がる活力あるまちづくり 〔 交流 〕

▽豊かな自然と美しい景観を保全、形成し、人々が笑顔で行き交うまちづくりを推進します。

▽市民の創造力と地域の総合力を生かし、産業が大きく発展するまちづくりを推進します。

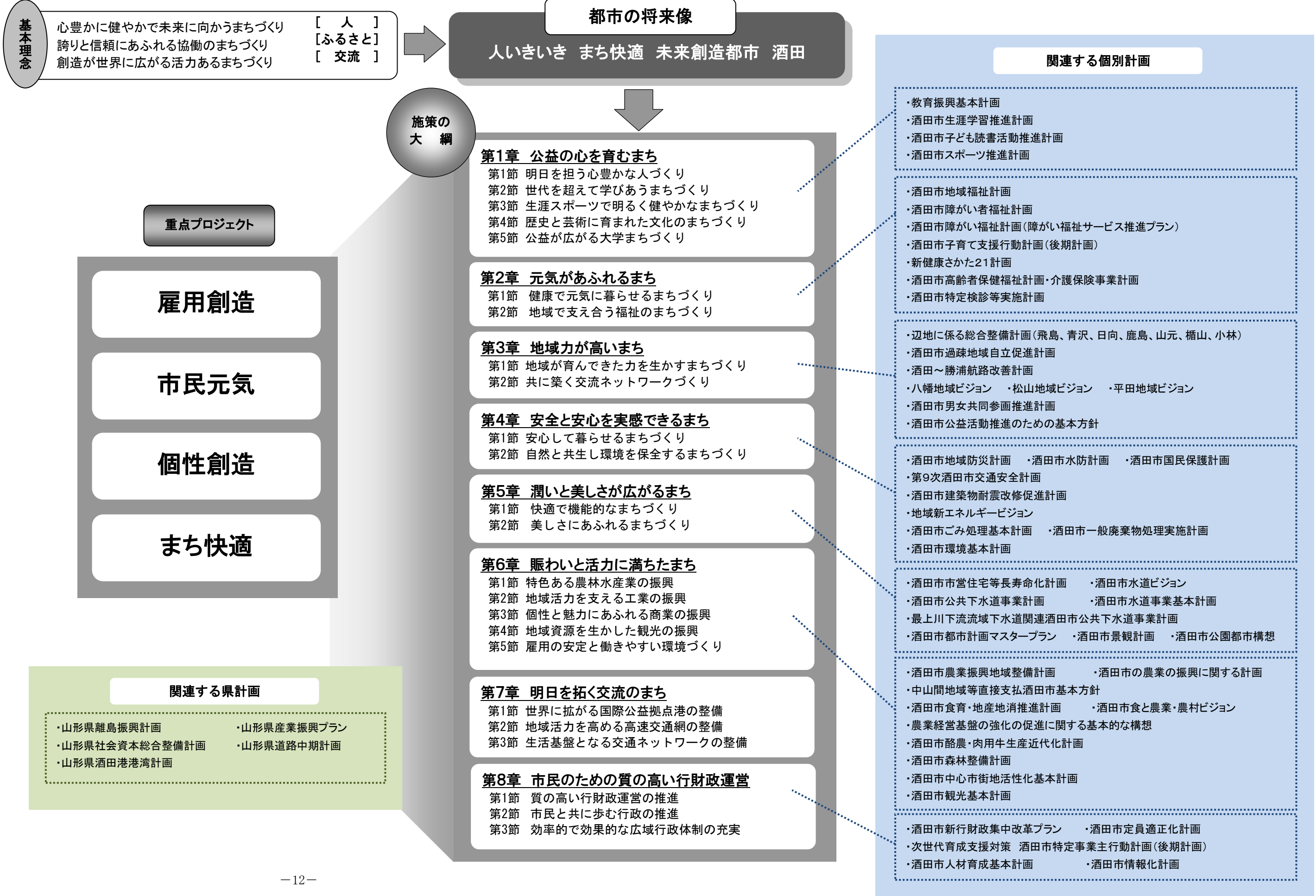
▽世界に向けて情報発信し、交流が広がるまちづくりを推進します。

3 都市の将来像

「人」「ふるさと」「交流」が奏でるシンフォニー

人いきいき まち快適 未来創造都市 酒田

4 体系図（基本理念、都市の将来像、施策の大綱、重点プロジェクト、個別計画）



5 後期計画の策定にあたって

総合計画後期計画の策定にあたっては、各具体策の進捗状況を精査し、

- (1) 計画の前半期間に完了したもの
- (2) 検討熟慮のうえ廃止するもの
- (3) 計画の前半期間において未着手のもの
- (4) 後期計画において継続するもの
- (5) 他の項目との重複、他の項目への統合や実施主体が本市等でなくなったもの等

に分類し、特に未着手の項目については、その理由を確認したうえで、後期計画への搭載について検討しました。

また、後期計画における最重要課題を「人口減少、少子高齢化対策」ととらえ、酒田市総合計画審議会（佐藤淳司会長 委員24名）における意見を参考に、次に掲げる5項目を重点的に盛り込みました。

- 防災（地震、津波）対策
- 再生可能エネルギーの活用
- 雇用の場の確保による若年層の定着
- 高齢者の健康づくり
- 交通インフラ（道路、鉄道、港湾および空港）の整備・活用

さらに、市議会における質疑内容や市民アンケートの結果、移動市役所やふれあいの手紙等各種広聴の機会に市民の皆さんから寄せられたご意見、要望等をもとに今後5年間に計画的に取り組むべき課題を反映しています。

6 施策の大綱

第1章 公益の心を育むまち

～ 豊かな個性を創造し、公益の心を育むまちへ ～

生活が多様化した現代社会において、経済優先から生活優先、「もの」から「心」への指向が強まっています。本市は古くから本間家三代当主、本間光丘の植林活動に代表される公益のふるさととして、その志を現在に伝えています。地域づくりは人づくりからであり、これからも他を思いやり、社会のために役立つとする「公益の心」を大切に、心身ともに健やかで心豊かな人づくりを推進します。

地域で長年培われてきた歴史や文化を大切に、個性あるまちづくりと「いつでも」「どこでも」「だれでも」生涯学習や生涯スポーツ、芸術文化活動に親しめるまちづくりを進めます。

東北公益文科大学等の高等教育機関と連携し、まちづくりの課題について調査、研究を行い、市民、地域が一体となって大学まちづくりを推進します。

第1節 明日を担う心豊かな人づくり

[施策の方針]

少子化や核家族化など、子どもたちが育つ環境が変化する中、いじめや不登校、子どもたちが巻き込まれる事件などが社会問題になっています。本市の明日を担う子どもたちが、安全に安心して心豊かにたくましく成長する姿は、すべての市民の願いです。家庭、学校、地域が連携し、「いのち」「まなび」「かかわり」の教育を推進することで、健やかな体と心を持ち、自立し、「公益の心」を持って社会に貢献できる人材を育成します。

[施策]

(1) 幼児教育の充実

幼児期は、人間形成の基礎をつくる、とても大切な時期です。子どもたちの確かな成長に向けて、幼稚園や保育園における学びの充実を図るとともに、小学校も一体となって指導者の研修や情報交換、体験入学などを行うことにより、一貫して成長を支えることができる教育を推進します。

また、近年、子どもの体力と運動能力の低下が全国的に問題となっており、幼児期からの基礎的な運動能力の発達を促します。

① 幼児期における健やかな成長

- ・ 幼稚園、保育園、小学校の連携強化
- ・ 体力向上対策の推進

(2) 小中学校教育の充実

子どもたちが確かな学力を身につけることができるように、読書活動の推進や少人数指導など学習指導の充実に努めます。国内外交流や生活体験、自然体験、職場体験などの体験活動を充実し、自ら興味を持って学ぶ力や他を思いやる「公益の心」を育みます。また、地域の特色や人を生かし、子どもの個性を地域ぐるみで伸ばす教育を推進するため、家庭、学校、地域が一体となって教育活動の充実に努めます。さらに、国際化社会に対応するため、外国語教育の充実や国際性を育む教育の推進を図ります。

少子化の影響により生徒数が減少する中、学校の適正な規模を確保し、教育環境と学校活力を維持するため、学区改編についての検討は、地域住民と十分な時間をかけて話し合い、理解と合意のもとに進めるとともに、市民全体での情報共有に努めます。

発達障がいなど多様化する特別支援教育¹¹の充実が図られるように、一人ひとりのニーズに応じた指導を行うとともに、児童生徒の悩みや不登校などへ適切な対応をするため、スクールカウンセラーなどを配置し、子どもたちの心に寄り添った教育相談体制を充実します。

安全で健康な生活が送れるよう望ましい食生活を身につけるとともに、体力・運動能力の向上を図ります。また、子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれないように見守り隊活動への支援、安全マップや危険箇所の改善に努め、安全教育を推進するとともに、主体的に判断行動できる児童生徒を目指し、保護者や地域と連携した防災教育に取り組んでいきます。

さらに、学区改編も想定した学校施設の計画的な整備を進め、快適な教育環境を築きます。

①教育活動の充実

- ・確かな学力の向上
- ・体験活動の充実
- ・読書活動の推進
- ・道徳教育の充実
- ・特色ある開かれた学校づくりの推進
- ・小中一貫した教育の充実
- ・外国語教育の充実
- ・国際性を育む教育の推進

②学校規模の適正化

- ・学区改編の検討、実施

③特別支援教育の充実

- ・一人ひとりのニーズに応じた支援の充実

④教育相談体制の充実

- ・子どもたちの心に寄り添った教育相談体制の充実

⑤健康・安全教育の充実

- ・食に関する学習の充実
- ・体力および運動能力の向上
- ・地域と連携した安全教育と防災教育の推進
- ・青少年健全育成活動の推進

⑥教職員の指導力と資質の向上

- ・教職員研修の充実

⑦学校教育施設の充実

- ・校舎、体育館などの計画的な整備
- ・学校施設の耐震化の推進
- ・情報教育環境の充実

第2節 世代を超えて学びあうまちづくり

[施策の方針]

生活意識や価値観が多様化する中、生涯にわたり充実した心豊かな生活を送るため、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学習活動や公益活動に参加でき、気軽に交流が深められる環境整備を進めます。また、学習活動を通じて得た知識や成果を地域や社会に還元できる人づくりに努め、交流の広がりにより、いきいきとした活力あるまちづくりを進めます。

(1) 生涯学習の充実

生涯学習活動や講座の企画運営などに誰もが携わることができるように、情報の提供や相談体制を充実します。世代を超えて交流することや、学習効果をより高いものにするため各年代期に適し

¹¹ 特別支援教育：従来の特殊教育の対象障がい（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由など）だけでなく、注意欠陥・多動性障がい（AD/HD）、学習障がい（LD）などの発達障がいも含めて、障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な支援教育。

た学びを推進するとともに、子どもたちが地域でたくましく育つように、家庭、学校、地域が連携し、文化や自然などの体験学習ができる体制の充実を図ります。また、将来のまちづくりや地域リーダーの育成につなげるため地域や東北公益文科大学、生涯学習施設「里仁館」等の教育機関との連携により現代的課題¹²や、話題となっている事柄についての学習を推進します。さらに、生涯学習機会の充実に向け施設の計画的な整備を進めます。

①生涯学習機会の充実

- ・生涯学習情報の提供と相談体制の充実
- ・世代間交流と各年代期に適した学びの推進
- ・家庭、学校、地域の連携の推進
- ・生きがいづくり、仲間づくりへの支援の充実
- ・地域や関係団体連携による現代的課題についての学習機会の提供と充実

②生涯学習施設の整備

- ・生涯学習施設の計画的な整備

(2) 図書館活動の充実

市民の読書需要に対応するため、図書資料を体系的に収集、提供していくとともに、本市全体へのサービスを充実するために本館と分館、さらに東北公益文科大学の図書館であるメディアセンターが連携し、インターネットや携帯電話などを活用した新たな貸出し検索システムの充実を図ります。また、乳幼児期から本に親しむことができるように、ブックスタート¹³や読み聞かせなど、子どもの読書活動の充実を図ります。

さらに進行する高齢化社会に対応したサービスや障害者向けのサービスを積極的に提供できる図書館機能の強化を図ります。

光丘文庫とその所蔵資料は、本市の貴重な歴史的遺産として後世に伝えていくため、保全と活用を図ります。

①図書館機能の充実

- ・子ども読書活動の推進
- ・図書館のネットワーク化によるサービスの充実
- ・図書館施設の計画的整備
- ・高齢者、障がい者向け図書館機能の強化

②光丘文庫の保全と活用

第3節 生涯スポーツで明るく健やかなまちづくり

[施策の方針]

健康や体力づくりへの関心が高まり、多くの市民がさまざまなスポーツ・レクリエーション活動に取り組んでいます。市民一人ひとりが、生涯の各年代期にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむことによって、健康で心豊かな生活が送れるような環境をつくります。また、各種スポーツ大会等を通して交流することにより、明るく活力のある地域づくりを目指すとともに、スポーツ施設の計画的な整備を図ります。

[施策]

(1) スポーツの普及拡大

ひとり1スポーツによる健康増進と体力づくりを推進するため、ウォーキングなど手軽にできる

¹²現代的課題：まちづくり、少子高齢化、環境問題など社会の急激な変化に対応して人間性豊かな生活を営むために学習する必要のある課題のこと。

¹³ブックスタート：赤ちゃんのこぼれと心を育てるため、抱っこをするあたたかさの中で、絵本の内容を優しく語りかけること。

運動の推進と各種施設の整備などスポーツ環境の充実に努めます。また、各年代期に適したスポーツ教室を開催することにより、体力づくりに効果的なスポーツの普及を推進します。さらに本市の地域資源である海、山、川など豊かな自然を生かしたスポーツ・レクリエーションの普及促進を図ります。

競技スポーツの競技力向上と優秀選手の育成のため、最新の情報と技術に基づいた科学的で合理的な指導方法を修得した指導者を育成し、小学生から高齢者まで一貫した指導体制づくりに努めます。総合型地域スポーツクラブについては、地域を中心としたスポーツ活動の活性化を図るため、市民が主体となって、自立した運営や活動ができるように支援します。

①ひとり1スポーツの推進

- ・健康スポーツ・レクリエーションの推進
- ・各年代期に適したスポーツの推進
- ・スポーツ指導者の養成
- ・スポーツ団体等の育成
- ・障がい者スポーツの推進
- ・酒田の自然を生かしたスポーツ・レクリエーションの普及促進

②競技スポーツへの支援

- ・指導力向上への支援
- ・一貫した指導体制の構築の促進

③総合型地域スポーツクラブの活動支援

④スポーツ施設の整備

- ・スポーツ施設の計画的な整備

第4節 歴史と芸術に育まれた文化のまちづくり

[施策の方針]

文化活動は、自ら創造するだけでなく、交流の広がりにより、心を豊かにし生活に潤いをもたらしてくれます。鑑賞機会の充実や多彩な文化活動ができる環境を整備します。

本市には地域固有の貴重な歴史、文化遺産が多くあり、市民共有の財産として継承し発展させます。

[施策]

(1) 芸術文化の振興

市民の主体的な参加やボランティアなどによる文化活動の活性化、企業による文化活動の促進を図るとともに、芸術文化イベント等を企画運営ができる人材の育成を進めます。

希望ホールでは、質の高い多彩な公演等が継続して開催されており、本市の芸術文化活動の拠点として、今後とも市民ニーズに対応した事業を開催し、全国に発信していきます。また、各文化施設の企画展示の充実と情報発信の強化、連携などにより、更なる芸術文化の振興を図ります。

①芸術文化活動の活性化

- ・自主的な文化活動の促進
- ・市民会館「希望ホール」事業の充実
- ・学校教育、生涯学習や地域コミュニティと連携した芸術文化活動の充実
- ・文化活動を企画運営ができる人材育成
- ・文化施設の企画展示の充実と連携

(2) 歴史、文化遺産の保存と活用

地域の歴史、文化遺産や景観、長年育まれてきた民俗芸能や伝統行事などを保存し、後世に伝えます。また、それらを周遊し貴重な文化に触れることができる事業を推進し、故郷に愛着と誇りをもつ子どもたちを育み、地域振興や観光振興を図ります。民俗芸能や伝統行事については、子ども

たちをはじめとする後継者の育成や発表の場の提供に努め、保存継承活動を支援します。

- ①民俗芸能、伝統行事への支援
 - ・さかた歴史街道事業の推進
 - ・民俗芸能保存活動等の支援と活用
 - ・伝統行事の保存と活用
- ②文化財の保存と活用
 - ・歴史、文化遺産の計画的な整備と活用
 - ・文化的景観の保全と活用
 - ・埋蔵文化財の保護と展示施設の整備促進
- ③いつでもだれでも歴史文化に親しめる環境整備
 - ・歴史の街づくりの推進

第5節 公益が広がる大学まちづくり

[施策の方針]

価値観や市民ニーズが多様化する現代社会において、個々の利益を超えた「公益」という考え方やそれに基づいた活動が求められています。東北公益文科大学は、「公益」を学問領域とする全国で唯一の大学であり、その理念のもと大学、市民、行政が協働し、さまざまなまちづくりの課題に取り組むことにより、**大学まちづくり¹⁴**を推進します。

[施策]

(1) 大学と地域の連携強化

東北公益文科大学は、「公益学」を実践するため、開かれたキャンパスづくりや、地域を題材とした**フィールドワーク¹⁵**を行っています。こうした活動をさらに充実するため、**地域共創センター¹⁶**を拠点に、大学および大学院、市民、行政が協働してまちづくりの課題を調査、研究するとともに、NPO法人やボランティアなどの市民活動を支援しながら、大学まちづくりを推進します。

山形県立産業技術短期大学校庄内校と連携し、地域産業技術の高度化と国際化の進展に貢献する人材の育成を促進します。

- ①東北公益文科大学との連携
 - ・大学との連携と協働によるまちづくりの推進
 - ・教育研究活動への支援
- ②山形県立産業技術短期大学校庄内校との連携

¹⁴ **大学まちづくり**：研究成果や多様な人材・活力の提供、市民に開かれた大学やまちと調和したキャンパスの形成等を通して、地域のまちづくりのために大学と地域が連携すること。

¹⁵ **フィールドワーク**：学術研究の際、調査対象やテーマに即した場所を実際に訪れ、観察し、関係者に聞き取りやアンケートの手法による調査を行い、文献等史料、資料の収集を行うなど、客観的な成果を挙げるための調査技法。

¹⁶ **地域共創センター**：平成18年4月、東北公益文科大学内に開設。大学での教育研究の成果を地域に生かしながら地域の人たちや行政と共に、まちづくりや地域課題の解決、地域の活性化を推進するための活動拠点。

第2章 元気があふれるまち

～ 保健、医療、福祉が連携し、健康の喜びがあふれるまちへ ～

住み慣れた地域でいつまでも元気でいきいきと暮せることは、私たち市民一人ひとりの望みです。健康で生きがいのある生活を継続していくためには、自身の健康づくりや介護予防への取り組みが重要です。保健、医療、福祉が連携し、地域で支え合い元気あふれる環境をつくります。

また、子育てをみんなで支えるまちを実現するため、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

第1節 健康で元気に暮らせるまちづくり

[施策の方針]

本市では、疾病による死亡率、特に悪性新生物（がん）による死亡率が高くなっているため、市民のがん等検診受診率の向上を図り、早期発見、早期治療により重症化を予防します。また、誰もが健康で生きがいを持ち、元気に生活が送れるように、日ごろの健康づくりや生活習慣の改善を図るとともに、疾病予防等の保健活動を展開し、健康長寿社会の実現を目指します。

国の医療制度改革や地方における医師不足など医療を取り巻く環境が変化する中で、将来的に安定した医療提供ができるように、開設者として、基幹的病院である日本海総合病院の高度医療機能、および酒田医療センターの回復期リハビリ機能の強化を行うことにより、地域における医療体制の充実を目指します。

[施策]

（1）保健活動の充実

少子化と核家族化が進む中、健やかに産み育てる健康支援として、相談や健康診査の充実が求められており、妊娠や出産、子育ての悩みや不安を相談できる体制を強化します。

市民の健康診査受診率の向上を図り、悪性新生物をはじめとする疾病による死亡率の低下を目指します。また、**メタボリックシンドローム¹⁷**に焦点を当てた特定健康診査・特定保健指導を実施し、内臓脂肪型肥満、高血糖、高血圧などの生活習慣病を改善し、糖尿病や動脈硬化などを予防して、心疾患および脳血管疾患の死亡率低下を目指します。さらに、食生活改善活動、ウォーキングなどの日常運動、禁煙、心の健康など、地域や職場における自主的な健康づくりを推進します。

訪問指導を通じた個別支援により、新生児、産婦、障がい者、虚弱高齢者などへの地域保健活動の充実に努めます。

①母子保健の充実

- ・妊娠と出産支援の充実
- ・乳幼児健康診査内容の充実
- ・健康診査後のフォローアップや育児相談等の充実

②基本健康診査、がん検診受診率の向上

- ・健康診査と保健指導の充実
- ・がん検診の充実と受診率の向上
- ・職域保健と地域保健の連携強化

③生活習慣病の予防強化と健康づくりの推進

- ・メタボリックシンドロームの予防対策の推進
- ・禁煙指導と受動喫煙防止の推進
- ・機能訓練の充実
- ・地域で進める健康づくりの推進

¹⁷メタボリックシンドローム：内臓脂肪症候群のこと。内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質異常のうち2つ以上を併せ持った状態をいい、動脈硬化を進行させ、心筋こうそくなどの心血管疾患や糖尿病等が併発しやすくなる。

- ・健康づくりボランティア活動の推進
- ・運動習慣の定着の推進
- ・栄養、食生活の改善に向けた取り組みの推進
- ・こころの健康相談の充実
- ・健康増進施設の拡充

④訪問活動の強化

- ・全新生児訪問による育児支援と保健指導の充実
- ・産後うつ病の早期発見、育児支援、虐待防止の強化
- ・特定高齢者を対象にした訪問型介護予防事業の実施
- ・精神障がいや閉じこもり状態などへの相談および訪問の実施

(2) 地域医療の連携と充実

二次医療圏¹⁸の中で、急性期¹⁹、亜急性期²⁰、慢性期²¹の病院と診療所（かかりつけ医）の連携を図ります。さらに、介護保険施設や健康センターなどの保健施設との保健、医療、福祉（介護）の連携強化を図ります。

①地域医療の充実

- ・市立酒田看護専門学校の運営
- ・地域医療体制の充実と市立八幡病院の経営形態の検討

(3) 国民健康保険等の充実

国民健康保険は、後期高齢者医療制度への支援や高齢化による医療費の伸びが見込まれ、今後も負担は増加することが予想されます。そのため、保健事業の充実を図るとともに医療費適正化対策に努め、国民健康保険財政の健全運営を図ります。後期高齢者医療制度は、県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な実施を図ります。また、福祉医療は、県と連携し事業の充実を図ります。

①国民健康保険財政の健全運営

- ・医療費適正化対策として保健事業の充実

②後期高齢者医療制度の円滑実施

- ・県後期高齢者医療広域連合との連携と新たな医療制度への対応

③福祉医療の充実

第2節 地域で支え合う福祉のまちづくり

[施策の方針]

すべての人が住み慣れた地域社会の中で、安心して生活を続けていくためには、日常生活を送るうえで困っている人を支える必要があります。

行政が実施する福祉サービスに加え、幅広い市民参加による地域福祉の取り組みを進め、地域で支え合う社会を実現します。

高齢者一人ひとりが豊かに年齢を重ねていくため、また、高齢者を取り巻く生活環境をよりよいものにしていくために地域包括ケア体制を整備します。

介護を社会全体で支える仕組みとして、定着してきた介護保険制度を健全に運営していくため、給付の適正化を推進するとともに計画的に介護サービス基盤を充実します。

障がい者の地域生活と働く環境を支援し、社会参加を進めることにより、自立を促進します。

少子化の進行や児童虐待など、子どもを取り巻く環境が深刻さを増す中、地域における支援組織

¹⁸ 二次医療圏：保健との連携のもとで二次医療（おおむね専門性のある外来および一般入院）サービスを提供する圏域。山形県保健医療計画では、庄内、村山、最上、置賜の4つの医療圏が設定されている。

¹⁹ 急性期：発症後間もない時期または病状が不安定な時期。

²⁰ 亜急性期：急性期から回復、または慢性期への移行の時期。

²¹ 慢性期：病状は安定しているが、疾病もしくは障がいを抱え、長期にわたる医療の提供が必要な時期。

づくりを進め、地域の育児力を高めます。また、仕事と子育ての両立支援として、子育てに配慮した就労環境の整備を働きかけていきます。今後も少子化の動向や保育需要を見据えながら、本市で生活し、家庭を築き、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。

[施策]

(1) 地域福祉の充実

地域に住むすべての人が、いつまでも安全に安心して暮らすことができるように、地域での支え合い、見守りの取り組みをさらに進めます。

また、**地域ケアネットワーク²²**を構築し、思いやりを持って共に支え合うまちづくりを推進します。

①地域福祉活動の充実

- ・酒田市社会福祉協議会の基盤強化
- ・学区（地区）社会福祉協議会活動の推進
- ・地域福祉を担う人材の育成
- ・地域の支え合いによる生活支援、子育て支援体制の充実
- ・重層的な見守り体制の充実
- ・福祉総合相談体制の充実

(2) 高齢者福祉の充実

高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、健康を維持、増進しながら社会参加し、要介護状態にならないように介護予防を充実していきます。また、できる限り住み慣れた地域や在宅で生活が維持できるように、地域包括支援センターを中心として、地域、関係団体やボランティア、保健、医療、福祉（介護）等の関係機関と共に、高齢者の生活を支えていく地域包括ケア体制を構築します。

また、介護保険制度は、良質のサービス、一人ひとりの状態に合ったサービスを提供するとともに、健全な運営を行います。

①高齢者福祉の充実

- ・生きがいと健康づくりの推進
- ・介護予防と日常生活支援サービスの充実
- ・**地域包括支援センター²³**の機能強化
- ・地域包括ケア体制の充実

②介護保険の円滑実施と健全運営

- ・健全な介護保険の運営
- ・介護サービス基盤の充実

(3) 障がい者支援の充実

障がいの有無に関わらず、個人として尊重され、他の者と平等の選択の機会をもって、安心して地域社会で暮らすことができるよう障がい者の状態にあったサービスを提供し、自立と社会参加を支援します。また、事業者、関係機関等と連携して就労場の確保や賃金向上等の就労支援を行うとともに、障がい者虐待防止対策を推進します。

①障がい者支援の充実

- ・障がい者の相談機能、相談支援の充実
- ・障がい者の支援サービスの充実
- ・障がい者の社会参加の促進
- ・障がい者の就労支援

②障がい者虐待防止対策の推進

- ・未然防止、早期発見対策の推進

²² **地域ケアネットワーク**：住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、保健、医療、福祉の関係機関、地域の各種団体やボランティア、住民などが連携し地域全体で支え合う仕組み。

²³ **地域包括支援センター**：保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域住民の心身の健康保持および生活の安定のために必要な援助を行う機関。

(4) 児童福祉の充実

子育て支援の充実を図るため、地域のつながりを強め、多世代が参加する子育て応援団の組織づくりを進め、子育ての孤立化を防ぎ、地域の育児力を高めます。また、保育サービスや学童保育所を拡充するとともに、子育てに配慮した就労環境の整備を促進します。さらに関係機関との連携のもとに発達障がいを含む障がい児の早期発見、早期療育や児童虐待防止対策の推進、ひとり親家庭に対する自立のための就労を支援します。

児童福祉施設については、少子化の動向や保育需要を見据えながら、計画的に施設の整備を進めます。また、これまでの成果を検証しながら市立保育園の民営化、統合再編等を行います。

- ①地域育児力の向上
 - ・子育ての負担軽減
 - ・地域子育て支援機能の充実
 - ・地域子育て応援団の育成
- ②保育サービスの充実
 - ・特別保育事業の充実
 - ・地域活動事業の充実
 - ・食育の推進
- ・③障がい児に対する支援の充実
 - ・障がい児の早期発見、早期療育の実施
 - ・はまなし学園の療育・支援機能の充実
 - ・障がい児支援サービスの充実
- ④児童虐待防止と要保護児童対策の充実
 - ・未然防止、早期発見対策の充実
 - ・CAPプログラム²⁴の推進
 - ・DV²⁵（ドメスティック・バイオレンス）防止対策の推進
- ⑤ひとり親家庭の自立支援
 - ・ひとり親家庭に対する就労支援の強化
 - ・相談、交流事業の強化
- ⑥児童福祉施設の整備、統合再編等
 - ・学童保育の充実
 - ・市立保育園民営化の推進
 - ・市立保育園の統合再編
 - ・社会福祉法人合併への支援
 - ・計画的な保育施設の整備

²⁴ CAPプログラム：CAPは子どもへの暴力防止（Child Assault Prevention）の略。CAPプログラムとは、子どもの人権などについて分かりやすく教え、子どもたちがいじめ、虐待等といったさまざまな暴力に対して何ができるのかを子ども、親、教職員、地域の人たちと学ぶプログラムのこと。

²⁵ DV：ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略。配偶者や交際相手から受ける精神的、身体的、経済的な暴力。

第3章 地域力が高いまち

～ 市民と行政の協働により、ぬくもりあるまちへ ～

市民一人ひとりが主役となって、相互に連帯しながら地域の課題を解決することが求められています。地域全体で支え合い、地域特有の豊かな自然環境や歴史、文化を生かしながら活力あふれる地域を創造します。

また、異文化とふれあいながら相互理解を促進し、地域の発展につなげるため、国内外との交流拡大、ネットワーク化を推進します。

そして市民、地域、行政の協働により、その創意工夫、知恵とアイデアを結集し、個性豊かでぬくもりのある地域社会を築きます。

第1節 地域が育んできた力を生かすまちづくり

[施策の方針]

豊かに育まれてきた地域固有の資源に理解を深め次世代に引き継ぎ、これらの地域資源を生かしながら、地域が支え合い活力ある地域社会の形成を目指します。

中山間地域²⁶や飛島地域については、地域環境の違いに配慮しながら、それぞれが抱える特有の課題解決を図るとともに、地域の特色や資源を生かした振興に取り組みます。

[施策]

(1) 地域コミュニティの振興

地域福祉や防災防犯対策、青少年の健全育成など、地域における課題も複雑化、多様化し、従来の行政主導による課題解決が難しくなっています。地域コミュニティと行政が協働して課題解決にあたり、地域が自由な発想の下、主体的に地域づくり活動を推進していきます。また、地域コミュニティ組織の充実、強化を推進するとともに、活動拠点の整備を進め、しっかりと支え合い、いきいきと活動できる地域をつくります。

- ①地域コミュニティ組織の活性化
 - ・地域コミュニティ活動の活性化
 - ・地域コミュニティへの支援
- ②地域コミュニティ施設の整備
- ③自治会活動の活性化
 - ・活動促進、組織強化への支援

(2) 中山間地域の振興

地理的条件が厳しい中山間地域では、若年層の流出と急速な高齢化によって、地域コミュニティ機能を維持することが難しくなっています。公共施設や商店などへの交通機能、有害鳥獣、がけ地、豪雪など自然災害に対する安全確保といった中山間地域の課題解決を図ることにより、快適な生活環境づくりを進めます。地域コミュニティ機能が低下しないようNPO法人等市民団体と連携した地域振興を促進します。

また、中山間地域の豊かな地域資源を活用した農林水産業の振興を促進し、林業と木材関連産業の連携や中山間地域特有の観光資源の掘り起こしに努めます。

さらに、里山や山村集落などが持つ、地域特有の豊かな資源を生かした交流を展開することにより、定住と移住受け入れを促進します。

- ①生活基盤の充実
- ②産業の振興と交流の促進

²⁶ 中山間地域：食料・農業・農村基本法の中では「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と定義されている。本市においては八幡地域、松山地域および平田地域。

- ・地域の資源、特色を生かした地域振興
- ・地域産業の振興
- ・交流の拡大と定住の促進
- ・移住受け入れの検討
- ・市民団体（NPO法人等）と連携した地域振興

（3）飛島の振興

飛島は対馬暖流による温暖な気候にあり、水産資源をはじめとして、渡り鳥やトビシマカンゾウなど貴重な動植物、群島や岩礁などの豊かな自然資源に恵まれています。こうした飛島特有の資源を活用した漁業と観光を振興するとともに、特産品の開発を促進します。

飛島では人口減少と高齢化が進み、若年者が極めて少ない状況にあります。安心して生活できるように定期航路の安全運航に努めるとともに救急、医療体制などの生活環境を整備します。また、自然観察や自然体験学習、海岸漂着ごみの収集等公益実践活動を通じた島外の団体等との交流や地域おこし協力隊の活用により、自立かつ持続的な地域の活性化と地域振興を促進します。

- ①生活基盤の充実
- ②産業の振興と交流の促進
 - ・特色を生かした産業の振興
 - ・地域資源を生かした観光の振興
 - ・交流事業の充実
 - ・市民団体（NPO法人等）と連携した環境保全活動や地域振興
- ③定期航路の安全運航

第2節 共に築く交流ネットワークづくり

[施策の方針]

人、場所、情報、心をつなぐ交流ネットワークの拡大によって、市民相互の交流を促進するとともに、市民と行政が適切な協力関係を築き、市民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会を実現します。

また、国内外を問わず、市民自らが積極的に社会参加できるまちづくりを推進し、異なった文化や価値観を持った人々がお互いを受け入れ、尊重し合える社会を築きます。

[施策]

（1）市民活動支援、市民相談の充実

市民活動の裾野を広げるため、関係団体と連携しながら、NPO法人やボランティアなどの自主的、自発的な活動の活発化を促進します。

また、結婚支援推進員制度の活用により、男女の出会いの場づくりに努めます。

市民相談に関しては、複雑化、悪質化する消費者問題に対処するための窓口業務を拡充するなど相談体制を強化します。

- ①市民活動（ボランティア、NPO法人）支援の充実
 - ・市民活動支援体制の充実
 - ・東北公益文科大学地域共創センターとの連携強化
 - ・男女の出会いの場づくりへの支援
- ②市民相談の充実
 - ・相談業務の充実
 - ・消費生活センターの充実

(2) 男女共同参画社会の推進

性別による固定的な役割分担意識の解消と女性のエンパワーメント²⁷の促進を図っていく必要があります。性別にとらわれることなく互いに尊重し合い、個性と能力を発揮し、権利も責任も分かち合えるような男女のよりよい協力関係を構築し、男女共同参画社会を実現します。

①男女共同参画社会の実現

- ・性別による固定的な役割分担にとらわれない意識の醸成
- ・学習機会と情報提供の充実
- ・相談事業の充実
- ・社会参画に対する女性の意識啓発と機運づくり

(3) 国際交流、国内交流の推進

社会経済活動が地球的規模で展開される中、更なる国際理解を深め国際化を推進していくため、交流の拡大を進めていく必要があります。国際交流団体のネットワークを強化するとともに、市民による草の根交流の拡大を図ります。また、国際交流サロンの機能を充実し、在住外国人が暮らしやすい環境の整備を推進します。

国内諸都市との交流については、連携、応援体制を強化するとともに、アンテナショップなどを活用した特産品の販路拡大と観光情報発信を推進します。

①国際交流活動の活性化

- ・国際交流活動に関するネットワークの構築
- ・国際交流の担い手の育成
- ・国際性豊かな人づくりの推進
- ・市民による草の根交流の拡大
- ・在住外国人が暮らしやすい環境の整備

②国内都市間交流の推進

- ・物産販売・観光振興等産業交流の推進
- ・ふるさと会との連携
- ・災害発生時の応援体制の確立

²⁷女性のエンパワーメント：女性の経済的社会的地位の向上を目指して、女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけ、更には自助、自立して、様々な意思決定の過程に関わる力をつけていくこと。

第4章 安全と安心を実感できるまち

～ 安全と安心を実感し、自然環境を未来につなぐまちへ ～

すべての市民が安全に安心して暮らせることは、まちづくりの根幹となるものです。防災、消防、防犯の施策を総合的に展開するとともに、地域における自主的な活動を充実させることにより、安全と安心がしっかりと実感できるまちをつくります。

また、市民、事業者、行政が一体となり、環境保全や省資源化に取り組み、環境共生社会を実現することにより、かけがえのない地球環境、自然環境を後世に伝えます。

第1節 安心して暮らせるまちづくり

[施策の方針]

本市には、海、山、川など恵まれた自然資源があります。さまざまな自然災害から尊い市民の生命と財産を守るため、「自助」「共助」による防災対策を総合的に推進して、地域全体で減災に取り組むとともに、酒田地区広域行政組合消防本部と連携しながら消防、救急体制の拡充に努め、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

地域の安全、安心を確保するためには、関係機関の連携を強化し、地域コミュニティにおける支援体制を確立することが重要です。地域が一体となって、地域内の自主防災活動、防犯活動、交通安全活動を推進します。

[施策]

(1) 消防、救急、救助の充実

多様化する災害等に対応するため、消防車両や資機材の充実および老朽化した消防施設の整備を進め、消防力の強化に努めます。高齢化を背景として救急出動が大幅に増加していることから、救急救命士の養成や高規格救急自動車の更新など消防・救急体制の拡充を図ります。

消防団については、団員の確保を最優先に行い、組織の再編等と並行して機動力のある軽積載車等を計画的に整備しながら、さらに団員拡充へ向け、魅力と信頼が増すよう体制強化を推進します。

①消防体制の整備推進

- ・消防施設等の整備
- ・消防車両、消防水利（貯水槽、消火栓）の計画的な設置
- ・広域連携体制の強化
- ・住宅防火対策の推進
- ・消防、救急無線デジタル化へ向けての整備

②救急、救助体制の強化

- ・高度救急体制の推進
- ・救助活動機材の計画的整備
- ・救急救命士の計画的な育成
- ・応急手当講習の充実
- ・医療機関との連携強化

③消防団の体制強化

- ・組織の再編および装備の充実
- ・消防団活動協力員の確保

(2) 防災（災害対策、治山治水）体制の充実

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓に、市、関係機関、事業者、市民が相互協力し、適切かつ迅速な対応ができるよう、津波浸水予測によるハザードマップの作成、周知等防災対策を総合的に推進します。災害に備え、防災資機材の充実を図るとともに、公共施設、木造住宅等の耐震化に取り組みます。

災害発生直後は、公的な救助活動には限界があることから、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと、地域全体で災害に立ち向かう自主防災組織の組織率の向上が重要です。また、自主防災組織をはじめとした関係機関や災害ボランティアが連携し、高齢者など要援護者への対応や平常時の生活へ戻るまでの市民生活の支援にあたる必要があります。そのため、組織化支援、地域防災リーダーの育成を進めることにより、市全体の自主防災活動の充実を図ります。

また、洪水、土砂災害等の自然災害に対応するため、関係機関と一体となり、河川改修、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、地すべり対策などを促進します。

- ①防災体制の強化
 - ・津波対策の強化
 - ・災害時における情報提供の充実
 - ・防災資機材の充実
 - ・要援護者対応の強化
- ②耐震化の推進
 - ・公共施設の耐震化の推進
 - ・住宅の耐震化の促進
 - ・危険ブロック塀の解消
- ③自主防災組織の育成強化
 - ・防災意識の高揚を図るための研修、訓練の充実
 - ・自主防災組織に対する支援
 - ・自主防災活動を推進するリーダーの育成
- ④土砂崩壊地対策
 - ・砂防事業の促進
 - ・急傾斜地崩壊対策事業の促進
 - ・地すべり対策事業の促進
 - ・自然災害防止対策事業の促進
 - ・火山砂防事業の促進
- ⑤治水対策、河川整備
 - ・環境に配慮した河川改修事業の促進
 - ・地域と連携した河川管理の推進
- ⑥海岸保全対策
 - ・海岸侵食対策事業の促進

(3) 防犯、交通安全対策の充実および空き家対策の推進

犯罪は多様化し、増加傾向にあります。全国的に子どもに関連する犯罪が多発するなど、市民の不安が高まっています。安全に安心して暮らすためには、市民が互いに連携、信頼し合い、犯罪のない明るい地域を築く必要があります。防犯関係団体との連携を強化し、地域における連帯意識を高めながら自主防犯活動を促進します。

また、人口減少や高齢化の進展とともに、管理の行き届かない空き家が増加する傾向にあります。空き家は老朽化によって強風、積雪等により倒壊するおそれがあり、また、火災や犯罪が誘発されるおそれもあります。市民の安全安心な生活を守っていくために、その適正な管理が必要です。

市民の命を交通事故から守るため、施設の整備を進めるとともに、交通安全意識の向上を図り、街頭指導や家庭訪問指導など効果的な啓発活動を実施します。

- ①防犯対策の強化
 - ・地域防犯活動の充実
 - ・防犯協会体制の充実
 - ・省エネルギーにも配慮した防犯灯の整備
- ②交通安全対策の充実
 - ・市民運動の強化

- ・交通弱者への交通安全教育の推進
 - ・交通安全施設の整備
 - ・啓発活動の推進
- ③空き家対策の推進
- ・地域と連携した空き家対策の推進

第2節 自然と共生し環境を保全するまちづくり

[施策の方針]

本市は、鳥海山、出羽丘陵、庄内砂丘とクロマツ林、庄内平野、最上川、日本海、飛島など緑と水にあふれる豊かな自然環境の中にあり、多くの恵みを楽しみながら発展してきました。

この先人から受け継がれた自然環境と共生し、維持していくことは私たちの大きな使命となっています。地球環境は一体であることを意識して、市民、事業者、行政が一丸となって環境の保全に取り組めます。

[施策]

(1) 環境共生社会の実現

豊かな自然を守り、人と自然が共に生きる環境を維持するため、環境保全対策、自然保護対策の充実を図ります。また、公害防止の観点から大気、水質、騒音、悪臭等の監視を行うとともに、啓発活動を行います。さらに、東日本大震災を教訓に、国、県のエネルギー政策見直しを受け、持続可能で環境にやさしい自然エネルギーやバイオマス²⁸エネルギーなどの再生可能エネルギー²⁹の普及推進を図ります。

①環境保全対策、自然保護対策の充実

- ・地球温暖化防止の推進
- ・環境保全活動の促進
- ・河川の水質浄化、地下水汚染対策の促進
- ・環境教育の推進

②公害防止対策の充実

- ・環境監視の継続
- ・公害防止協定に基づく指導、監督の強化

③再生可能エネルギーの普及促進

(2) 廃棄物対策の推進

これまでの大量生産とその消費による大量廃棄型社会から脱却し、次世代も快適に暮らせる資源循環型社会を実現するため、市民、事業者、行政が協働し、発生抑制、再使用、再資源化を働きかけ、ごみの減量化を進めます。

①ごみ減量化の促進

- ・ごみ減量情報の提供および普及啓発活動の推進
- ・家庭ごみ有料化の検討
- ・ごみ分別の徹底、分別収集の拡充

②再資源化の促進

- ・集団資源回収等の推進

²⁸ バイオマス：家畜排せつ物、稲わら、間伐材などエネルギーや原料として利用できる生物由来の資源。

²⁹ 再生可能エネルギー：一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーで、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーを指す。これに対して石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料は限りがあるエネルギー資源。

- ・再生品利用（グリーン購入）の促進

（3）斎場、霊園施設の整備

斎場は、老朽化などに対応した適切な維持管理を行います。また、民間霊園の開発動向等を把握し、計画的に市民霊園の整備を図ります。

- ①斎場の改築と適切な維持管理
- ②市民霊園の充実
 - ・計画的な整備の推進

第5章 潤いと美しさが広がるまち

～ 快適な生活環境と心やすらぐ、景観が広がるまちへ ～

急速に都市化が進展する中で、経済性や効率性、機能性を重視した結果、景観への配慮が不足し全国的に画一化した街なみとなっています。本市の歴史的、文化的特性を生かし、潤いと美しさにあふれる景観形成に取り組みます。

また、ユニバーサルデザイン³⁰のまちづくりを理念に、快適で機能的な生活環境の整備を図ります。さらに、市民、事業者、行政が連携を図り、まち全体を一つの公園とする公園都市構想を推進し、心やすらぐまちをつくります。

第1節 快適で機能的なまちづくり

[施策の方針]

快適で機能的なまちは、市民生活において最も基本的かつ重要な要素です。また、高齢者や障がい者など、すべての人が快適に生活できるまちづくりが求められています。安全で安心な上下水道や良質な居住環境等、生活する上で必要不可欠な基礎的社会基盤整備を計画的に推進します。また、人口減少社会に対応し、既存の社会資本の有効活用を図り、コンパクトで交流の広がるまちづくりを推進します。

[施策]

(1) 安全で安心な上下水道の整備

水道事業は、顧客サービスの一層の向上を図るために、水質の向上対策、ライフラインとして災害に強い施設整備、事業運営体制の強化を計画的に推進します。

排水対策は、生活雑排水、汚水、雨水を総合的に処理するため、地域の特性に合わせ、公共下水道などの生活排水処理施設の整備を行い、水洗化率の向上を図ります。

①水道事業の財政基盤の強化と顧客サービスの向上

- ・新たな水運用システムの構築
- ・長期的な計画に基づいた施設の改修、更新

②安全で快適な給水の確保

- ・水質の向上対策の推進
- ・給水栓までの水質管理対策の推進

③水道施設の災害対策等の充実

- ・施設の耐震化の推進
- ・応急給水体制、災害復旧体制の整備

④生活排水対策事業の推進

- ・生活排水処理施設の計画的な整備および更新

(2) 良質な居住環境の整備

良質な居住環境を確保していくために、ユニバーサルデザインの考え方を基本としたまちづくりを推進します。また、安全で良質な居住環境を形成するため、民間住宅の質的向上対策や良質な公営住宅の整備を行います。さらに、地元管理道路の舗装や近年の局所的な集中豪雨によって道路冠水等の被害のある地域の幹線排水路や生活に密接な側溝の整備を推進します。

冬期間交通の安全確保のため、除雪機械の充実や除雪ボランティアの育成と支援を行い、雪対策の充実を図ります。

①ユニバーサルデザインによるまちづくり

³⁰ユニバーサルデザイン：障がい者や高齢者、健常者の区別なしにすべての人が使いやすいように製品や建物、環境などをデザインすること。

- ・どこでも、だれでも、自由に使いやすいデザインへの配慮
- ②住宅の質的向上対策の充実
 - ・高齢者、障がい者等にやさしい居住環境づくりへの支援
- ③良質な公営住宅の提供
 - ・市営住宅の計画的な整備
- ④生活道路および側溝整備
 - ・市道認定外道路の整備
 - ・第6次側溝整備計画による整備
 - ・地元管理道路の側溝整備への支援
- ⑤排水対策の充実
 - ・雨水幹線排水路の整備
 - ・道路冠水箇所の解消
- ⑥雪対策の充実
 - ・歩車道除雪の充実
 - ・除雪ボランティアの育成と支援
 - ・防雪柵の設置

(3) コンパクトで交流の広がるまちづくり

中心市街地の空洞化は、全国の地方都市共通の課題です。中心市街地はもとより地域のまちづくりエリアにおいても、快適で住みよい都市環境、生活空間の整備を推進します。また、交流の舞台となる活力あるまちづくりを総合的に進めるため、ひと、もの、情報が緊密で魅力あるライフスタイルを享受することができる、コンパクトで交流の広がるまちづくりを推進します。

- ①中心市街地への居住誘導
- ②都市機能の再生
 - ・中心市街地活性化のための事業推進および支援
 - ・大型店舗撤退跡地の再整備
 - ・駅周辺等の整備

第2節 美しさにあふれるまちづくり

[施策の方針]

美しさにあふれるまちは、きれいな空気や澄んだ水と同じように、市民生活に欠かせない市民共通の財産です。このような認識を市民一人ひとりが持ち、誰もが景観形成や保全の取り組みに参加できる仕組みづくりを構築します。

また、市民の憩いの場、市民交流の場として、心やすらぐ緑豊かな公園整備を行います。

[施策]

(1) 公園都市構想の推進

まち全体を一つの公園に例え、市民参加による整備を推進します。「より美しく」「よりきれいに」「より快適に」を基本理念に、緑化、美化ボランティア活動を広げ、ぬくもりや、やさしさが伝わり、心豊かで快適に暮らせるまちづくりを進めます。

- ①市民意識の高揚と市民活動の促進
 - ・市民参加による公園づくりの推進
 - ・緑化、美化ボランティア活動の推進

(2) 美しい景観づくり

景観は、地域の自然、歴史、文化等と市民の生活環境や経済基盤等との調和により形成されます。美しい景観は、将来にわたる市民共有の財産であり、そこに住む人々の長い間の努力の積み重ねに

より生みだされるものです。酒田市景観計画および酒田市景観条例に基づき、市民や事業者、行政が一体となって、美しい景観形成に取り組みます。

①景観保全、形成の推進

- ・景観啓発活動の充実
- ・景観形成重点地域の指定
- ・景観づくりへの支援

(3) 潤いのある公園整備

公園に対する市民のニーズに応えるため、既存公園の再整備や特色ある公園づくりを目指し、市民参加による潤いのある公園整備を行います。また、緑豊かな環境をつくるため、公共施設での緑化推進や市民意識の高揚を図ります。

①公園、緑地整備

- ・都市公園等の整備
- ・市民参加による公園づくりの推進

②緑化の推進

- ・公共施設での緑化の推進
- ・生け垣設置の推進
- ・保存樹制度の推進
- ・緑化意識の高揚

第6章 賑わいと活力に満ちたまち

～ 地域を支える産業が総合力を発揮し、活力のみなぎるまちへ ～

まちの賑わいを創出していくためには、雇用の場を確保し、若者の定住を促進することが大切です。持続的発展が可能な地域産業構造を築くため、企業誘致を積極的に推進するとともに、農林水産業や商工業等地域を支える基幹産業に新たな活性化策を講じ、雇用の創出を図ります。

日本有数の穀倉地帯である庄内平野、海岸沿いに広がる砂丘地とクロマツ林、鳥海山から出羽丘陵につらなる森林、豊かな海産物をもたらす東アジアにつながる日本海など本市の特色ある多様な地域資源を最大限に活用しながら、総合的な地域産業の発展と地域全体の所得の向上を図ります。

第1節 特色ある農林水産業の振興

[施策の方針]

農業は、価格政策から所得政策への大転換により地域農業の担い手を認定農業者と集落営農組織とする農業構造の変革が進んでいます。認定農業者による自立的な農業経営と地域合意に基づく集落営農組織の法人化等を促進し、水田農業や砂丘畑、中山間農業など酒田の特色を生かした消費者に信頼される確かな農産物等の生産体制の強化を図ります。自立した持続発展可能な経営体制の確立により、農業所得の向上と経営の安定化を推進します。また、水田や森林の持つ多面的機能への理解を深め、集落の農地環境や居住空間の保全と向上を図ります。

林業は、森林施業の充実と生産基盤の整備を推進することにより、良質で付加価値の高い地域材の生産拡大を目指し、林業所得の向上と雇用の創出を図ります。また、木材の生産、加工、流通、消費に関わる関係者の連携により、地元生産材が円滑に流通するシステムを構築し、地域材の活用による地域経済の活性化を促進します。先人が残したクロマツ林など森林の持つ環境保全機能を後世に引き継ぐため、森林の保全と保護活動を推進します。

漁業は、資源管理型漁業³¹、栽培漁業³²等の推進により水産資源の維持、回復を図るとともに、担い手の確保と育成により持続的な漁業生産を確保します。

[施策]

(1) 自立した農業経営の確立と地域資源の保全、向上

農業は、農業経営の主体となる認定農業者と集落営農組織に対する支援を行っていきます。集落営農組織の管理能力の向上と法人化の促進、畑作や果樹、園芸への取り組みによる複合経営推進と自給率向上に向けた農業技術と経営の研修や指導支援、相談の充実を促進し、農業者の管理能力の向上と法人化の促進、生産体制の強化と担い手の確保により、農業における雇用創出を促進します。また、食味日本一を目指す酒田産庄内米などのブランド化促進による酒田産農産物のイメージアップを図り、国内外への流通、販売を促進します。水稻主体の農業経営から畑作や施設園芸、畜産等を合わせた複合営農を目指して、水稻生産の効率化と高付加価値作物の生産を促進し、農業の新分野開拓と雇用の確保を図ります。

畜産は、安全で安心な畜産物の生産体制の充実を図るとともに、耕畜連携によるたい肥の生産と流通システムを構築し、資源の有効活用と循環型農業への取り組みを促進します。

果樹と施設園芸は、栽培技術の向上と安定出荷に向けた組織の強化を図り、生産施設の整備や新ブランド、新品種等への取り組みを促進し、安定的な出荷と販売の拡大を図ります。

農産物に対する消費指向の変化に応え、エコファーマー³³や特別栽培農産物³⁴、有機農産物³⁵への取り組みを進め、自然と共生し、安全かつ安心で高品質な農産物、付加価値の高い農産物の生産

³¹資源管理型漁業：禁漁区の設定などの自主的な管理措置を導入して魚を増やしながらとるもの。

³²栽培漁業：卵から稚魚の期間を人間が保護して飼育し海に放流することで水産資源を積極的に増やす取り組み。

³³エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき県知事から認定を受けた者。

³⁴特別栽培農産物：化学肥料に由来する窒素量と農薬に含有する有効成分ごとの使用回数を慣行栽培の50%以下に減らした農産物。「山形県農業振興機構」が認証する。

³⁵有機農産物：原則として農薬や化学肥料を使用せず、より地域環境や安全性に配慮して生産された農産物のこと。

と農商工連携および6次産業化³⁶を推進します。また、観光分野と連携し、郷土料理や旬の食材を活用した食育の普及と地産地消の推進、グリーン・ツーリズム³⁷の促進や国内外への流通システムの構築等を通して、農産物の消費拡大と普及を促進します。さらに、女性農業者の感性を生かし、消費者の心をつかむ彩り豊かな酒田の農産物づくりや加工品、特産品開発を促進し、「酒田の食」のファンづくりを進めます。

高齢化と人口減少が進む中山間地域などの農村集落では、集落環境および居住空間の維持、保全に地域住民が一体となって取り組む体制づくりを進めます。また、若者の新規就農やU I Jターン、団塊の世代との交流や定住促進等に取り組み、農地の有効活用と遊休農地の利用を図ります。

持続発展可能な循環型社会を構築するため、農林業等の生産活動を通じて生ずる廃棄物系資源の有効活用を促進します。

①農業生産体制の強化と担い手対策の充実

- ・認定農業者制度、集落営農組織等法人化の促進
- ・遊休農地の利活用の促進
- ・集落営農と認定農業者組織体制の充実と活動強化
- ・新規就農者および新規参入者の育成確保
- ・農業技術および農業経営の研修と指導支援、相談の充実

②土地利用型農業の促進

- ・酒田産庄内米のブランド化の促進
- ・高付加価値作物の生産促進
- ・カントリーエレベーター経営³⁸の強化と法人化の促進への支援
- ・複合経営の促進

③畜産体制の確立

- ・環境保全型農業を目指した耕畜連携システムの構築
- ・安全で安心な粗飼料増産対策³⁹の促進
- ・畜産生産施設等の整備促進

④果樹と園芸の促進

- ・栽培技術の向上と安定出荷に向けた組織強化と新ブランド開発の促進
- ・生産者組織の強化、新品目と新品種の導入に対する支援
- ・砂丘地園芸研究に対する支援
- ・農業生産施設の整備促進
- ・堪水被害の解消等生産基盤の整備促進

⑤安全で安心な農産物づくりの促進と流通システムの構築

- ・安全安心、高品質な農産物づくりの促進
- ・国内外への農産物販売を拡大する流通の促進
- ・商品化率向上のための販売システムの促進

⑥食育の普及と農産物の消費拡大

- ・食育・食農教育の実践
- ・地産地消の推進
- ・米粉利用の促進等米消費拡大の推進
- ・グリーン・ツーリズムや市民農園の充実

⑦農商工連携および6次産業化の推進による農林水産物加工品と特産品の開発

- ・地域に根ざした加工品づくりと特産品づくりの推進
- ・加工研究グループへの指導と支援

⑧中山間農業への対応

³⁶ 6次産業化：農林水産物の付加価値を高めるため、農林水産物の生産だけでなく、食品加工・農林水産物加工や販売・流通、観光・情報等の分野にも取り組み、農林水産業を総合産業化していくこと。

³⁷ グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において農林漁業等とのふれあいや交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

³⁸ カントリーエレベーター経営：カントリーエレベーター（米穀等の乾燥調製貯蔵施設）を核にした地域営農体制による経営。

³⁹ 粗飼料増産対策：畜産農家に供給する国産粗飼料の増産を図り安定供給するもの。

- ・ 中山間地域の農業への支援
- ・ 中山間地域に即した土地利用型作物の振興
- ⑨農業基盤整備と管理体制の充実
 - ・ 農業生産基盤の整備等の促進
 - ・ 土地改良施設の維持管理への支援
 - ・ 農地・水保全管理の推進
- ⑩農村生活環境整備の推進
 - ・ 農村生活環境基盤の整備
- ⑪研究開発の促進
 - ・ 庄内バイオ研修センター種苗管理事業の推進
 - ・ 未利用バイオマス等石油代替エネルギーの研究、検討

(2) 地域循環型林業の振興と環境保全

長期にわたる木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による収益性の悪化、伐り控えや林業労働力の減少と高齢化により再生林は年々減少傾向にあります。また、森林の施業のあり方も、従来の皆伐、再生林から長伐期、間伐、混合林へと変わってきました。森林生産物の活用を促進するため、森林組合をはじめとした林業の担い手の確保と施業等を効率的に行うための林道等の基盤整備を推進します。また、地域生産材を地域内で十分に利活用するため、生産から消費までの生産流通体系の整備を進め、林業における雇用創出を促進します。さらに、森林は地球環境保全の面からも注目されていることから、市民参加型の森林環境保全を推進します。

- ①林道整備と間伐の推進
 - ・ 計画的な林道の整備
 - ・ 林内作業道と作業路整備への支援
 - ・ 森林の適正管理と間伐の推進
- ②林業生産物の活用と担い手対策
 - ・ 地域材のブランド化とネットワークづくり
 - ・ 木材の生産振興と安定供給体制の整備
 - ・ 特用林産物⁴⁰生産への支援
 - ・ ペレット等木質バイオマスの有効活用の推進
 - ・ 林業の担い手の育成と確保
 - ・ 森林整備による雇用の創出
- ③森林環境の保全
 - ・ 森林病虫害対策の推進
 - ・ 森林整備地域活動の支援
 - ・ やまがた緑環境税事業と連携した環境保全機能の高い森林への誘導
- ④森林の利活用の推進とボランティアの育成
 - ・ 市民参加型ボランティアの育成
 - ・ 森林空間の総合利用の促進

(3) つくり育てる漁業の振興

漁業は、就業者の高齢化と若年就業者の減少、原油価格の高騰や魚価の低迷により経営が深刻な状況となっています。県や関係団体と連携して、新規就業者の確保と育成に取り組むほか、高齢漁業者等の労力軽減を図るため、就労環境の改善を促進します。また、加工による高付加価値化、ブランド化など創意工夫による特産品の開発を促進します。水産資源を確保するため、種苗放流⁴¹や栽培漁業などの資源管理と連携した漁港、漁場整備等を推進します。

①水産資源の確保と販売強化

⁴⁰特用林産物：林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

⁴¹種苗放流：サザエ、アワビ、クロダイ、ヒラメ等の幼貝や幼魚を主として浅場に放流するもの。

- ・資源管理型漁業の促進
- ・栽培漁業の促進
- ・内水面漁業^{4 2}の促進
- ・新鮮な水産物の流通促進
- ②担い手対策と特産品の開発
 - ・漁業後継者の育成と従事者の確保
 - ・離島漁業再生支援事業の推進
 - ・水産物のブランド化の推進
- ③漁業施設の整備促進
 - ・漁港施設の整備促進
 - ・漁場環境の保全
 - ・沿岸磯見漁場^{4 3}の整備促進

第2節 地域活力を支える工業の振興

[施策の方針]

本市の工業は、事業所数、従業者数、製造品出荷額等が減少しており、厳しい状況にあります。

本市の製造業は、大浜地域を中心に化学関係企業が集積しており、リサイクルポート^{4 4}の指定を受けている港湾地区へは、環境、新エネルギー、リサイクル関連企業の集積が進んでいます。

こうした企業を含め、地域産業全体の活性化を図るために技術力の向上や取引先の拡大に積極的に支援していきます。また、酒田商工会議所などの関連団体や県立酒田光陵高等学校、山形県産業技術短期大学校庄内校等の教育機関との連携を強化するほか、企業間の情報交換や交流を促進し、地域全体の技術力の向上を図ります。

さらに、足腰の強い産業構造を実現するため、環境関連企業の立地を進めることに加え、ものづくり関連企業や情報関連企業の集積を進めるために、積極的な企業誘致を推進します。

[施策]

(1) 地域産業の活性化

本市の産業構造において製造業の占める事業所数、従業員数の構成比は、県全体、区内いずれと比較しても低くなっています。

このため、各種制度の充実や企業間交流を促進するとともに、既存企業の業務拡大等を支援し、地域産業の活性化に努めます。さらに地元企業の新分野進出や新技術開発による起業等の支援を促進します。

- ①既存企業の事業拡張の促進
 - ・事業拡張しやすい環境の整備
 - ・企業間交流と連携等の促進
- ②新分野進出、新技術開発等の促進
 - ・産学官連携による支援

(2) 企業誘致の推進

臨海工業団地は、リサイクルポートの指定に伴い、環境・リサイクル関連企業の立地が進んでいます。さらに環境関連企業の立地を進めるとともに、京田西工業団地等へのものづくり企業や情報関連企業等の誘致活動に努めます。企業誘致のための施策として、各種の助成制度等のほかに企業の要望に柔軟に対応できるよう工業団地のリース化や効果的な支援制度を検討し、積極的に情報を発信して誘致活動を推進します。

^{4 2}内水面漁業：河川、湖沼において、アユやサクラマス、モクズガニ等の水産動植物を採捕するもの。

^{4 3}沿岸磯見漁場：水深10m以浅の磯魚場で、アワビやイワガキ等の貝類とワカメ等の海藻類を探してとる漁業。

^{4 4}リサイクルポート：総合静脈物流拠点港のこと。海上輸送を利用した広域的なリサイクルネットワークの核となる港を指し、全国で21港が指定されている。

- ①地域特性を生かした企業集積の推進
 - ・リサイクルポート機能を生かした環境保全型企業の集積
 - ・京田西地区へのものづくり、情報関連企業の集積
- ②企業の立地環境の充実
 - ・立地しやすい社会基盤等の整備促進
 - ・企業誘致体制の充実
 - ・立地優遇制度等の充実

第3節 個性と魅力にあふれる商業の振興

[施策の方針]

商業環境は、商店数、商品販売額および従業者数が、いずれも減少傾向で推移しています。卸売業は、伝統的に米などの物流基地としての役割を担っており、今日でも卸売業集積の多さに結びついています。商品物の物流方式の変化に伴い、商品販売額は減少傾向にあります。小売業は、自動車社会の進展、大型店や量販店の郊外への出店により、商業地の分散化が進行しています。こうした環境にあって、中小小売店や商店街では経営の安定化と、個性的で魅力ある商業活動の展開が重要となっています。

また、商業地の分散化や中心市街地からの大型店の撤退、そして市街地の拡大に伴う中心市街地人口の減少により、賑わいは大きく減少しています。市民が集うまちとして賑わいを創出するためには、市民活動や文化活動など、さまざまな分野で人々が活動できる拠点づくりを推進し、交流機能を高め、各種のサービス機能の充実を図ることが必要です。中心市街地に賑わいを取り戻すため、街なか居住を推進するとともに集客機能の整備、再開発等による商店街の整備を推進します。

[施策]

(1) 商業活動の活性化

商店の職住分離や周辺住民の高齢化により、商店街の賑わいが失われつつあるため、商店街の利便性の向上を図り、街なか居住を推進するとともに、市民や観光客が集う魅力ある商店街づくりを推進します。

また、地域の既存商店は、店主の高齢化が進み、後継者問題等から魅力ある商店づくりへの意欲が薄れてきています。地域における商店の必要性を考慮しながら、空き店舗を活用した賑わいの拠点づくりや商店の魅力向上と地産地消や地域内での買い物物を促すなどにより、地域における商店の利用拡大を促進します。

自動車社会の進展、流通構造の変化等による大規模集客施設の郊外立地は、中心市街地の空洞化やまち全体の活力低下につながることから、大型ショッピングセンターの適正立地に向けた施策を推進します。

- ①中心市街地の活性化
 - ・中心市街地活性化基本計画の推進
 - ・観光と連携した商店街活性化対策の推進
 - ・交流ひろばを活用した賑わいの創出
- ②魅力ある商店街等の形成
 - ・空き店舗対策の充実
 - ・特色あるイベントの促進
 - ・店舗改装等による個店の魅力向上
 - ・商店街景観の向上
 - ・後継者育成と経営の安定化
 - ・地元商店の利用拡大

- ・バイさかたキャンペーン^{4 5}の推進

③商業環境の適正化

- ・秩序ある大型店の立地

第4節 地域資源を生かした観光の振興

[施策の方針]

観光では食文化を大きな柱とし、歴史的資源や鳥海山をはじめとする自然資源を最大限に活用するとともに、経済的に効果のある観光を推進し、観光の産業化を図ります。さらに、すべての市民が、観光客を温かく迎える「もてなしの心」による観光を展開します。

[施策]

(1) 観光資源の充実

観光ニーズの多様化に対応するとともに、自然体験や滞在生活体験型、個人、夫婦、家族といった小グループ型の旅行に対応した施策を展開します。また、観光拠点を結ぶ街歩きや泊食分離^{4 6}の滞在型観光の傾向が強まっていることから、地域ならではの文化と食を柱にした観光振興を促進します。また、賑わいを創出するため県内外から観光客を呼べる地域特性を生かしたまつり、イベントの充実に努めます。さらに観光拠点施設における、観光物産情報を提供する窓口を充実するほか、国登録文化財山王くらぶや映画のロケ地となった旧割烹小幡等の歴史的建造物や土門拳記念館等の文化施設、産地直売施設、鳥海山、八森自然公園、松山歴史公園周辺や眺海の森、十二滝、経ヶ蔵等の観光資源の活用を推進します。

船だんす、磯草塗、絵ろうそく、鶺鴒渡川原人形等の伝統工芸は、後継者育成と技術の継承を行い、展示機会の充実により販路拡大を図ります。物産品は地元の産品を使い、農業、工業、商業の連携により付加価値を高めた特産品開発を推進します。

①まつり、イベントの充実

- ・酒田らしいまつり、イベントの充実
- ・マリンレジャーの展開
- ・街なか観光の充実
- ・市民参加と商品化の推進

②観光拠点の機能強化

- ・観光拠点施設等における機能充実
- ・観光資源の発掘と活用
- ・歴史文化、自然資源の観光活用
- ・第三セクターの組織強化

③伝統工芸と物産の振興

- ・物産品展示機会の充実
- ・伝統工芸技術の継承
- ・観光おみやげ品開発に対する支援
- ・夢の倶楽ブランド商品の開発と充実
- ・産地直売施設の充実
- ・豊富な「食」を生かした観光の推進

^{4 5}バイさかたキャンペーン：農水産物やその加工品など特色ある地元産品を市民や企業から進んで利用してもらうことにより、地域経済の活性化や持続可能で活力ある地域を目指す。バイとは英語の buy で「買う」の意。

^{4 6}泊食分離：宿泊施設とは別の場所で食事をとること。旅行先ならではの食文化に触れることができる、長期滞在においても食事に変化が出る、宿泊施設側のコストを抑えることができる等のメリットがある。

(2) 観光資源の活用

酒田夢の倶楽やさかた海鮮市場・みなと市場の開設や、ロケ地めぐりにより、観光客が多く訪れています。観光案内標識や観光自転車を充実し、多くの観光客を旧寺町、旧台町料亭街をはじめとする街なか観光施設へ誘導を図り、回遊型観光を推進します。また、観光客の受け入れ体制として、もてなしの心を育む人材育成の啓発事業を推進し、観光団体と連携して市民総ガイド化の取り組みを促進します。

また、農林水産業、商工業や観光ガイド等との連携を強化し、体験型イベント、グリーン・ツーリズム、食、歴史文化、自然等を対象としたテーマ観光など、本市の魅力を発信する観光を推進します。

さらに、「おしん」や「おくりびと」をきっかけとして台湾など外国からの観光客が多く訪れていることから、インバウンド観光⁴⁷対策として、多言語による案内表示、観光ガイドブックの充実や旅館、ホテルでの対応の充実などを促進します。

歴史、自然等のテーマに即した広域観光ルートの開発等により広域活動を推進します。

①観光拠点を結ぶルートの整備

- ・着地型観光の推進と街なか観光モデルルートの開発
- ・二次交通手段⁴⁸の充実
- ・観光用自転車の充実
- ・観光案内標識等の整備充実

②もてなしの心による観光の展開

- ・観光起業家の育成
- ・観光ガイドの充実
- ・観光の国際化への対応
- ・市民との協働体制の整備

③観光情報の充実と発信

- ・観光振興団体組織の強化
- ・観光PRの充実

④広域観光の推進

- ・広域観光ルートの企画
- ・庄内観光コンベンション協会等との連携

⑤観光基本計画の推進

第5節 雇用の安定と働きやすい環境づくり

[施策の方針]

有効求人倍率が、県内他地域に比べ低調となっており依然厳しい状況にあり、若者を定着させるための雇用の場を確保する必要があります。地域産業の育成と企業誘致を進め、新たな雇用の場を創出するとともに労働環境の改善を図ります。

[施策]

(1) 雇用の安定対策

近年、新卒者の離職率が高く、フリーターが増加する傾向にあります。雇用のミスマッチを解消するため、企業、学校、ハローワークおよび山形県若者就職支援センター等と連携した取り組みを推進するほか、職業能力向上対策を推進し、地元での再就職への支援を促進します。また、地域産業の育成や企業誘致により雇用の拡大を図ります。

⁴⁷インバウンド観光：他の地域から客が入ってくる観光。主に外国人による訪日観光を指す場合が多い。

⁴⁸二次交通手段：駅や空港などの交通拠点と目的の観光地を結ぶアクセス交通のこと。路線バス、ツアーバス、タクシー（乗合を含む）、レンタカーなどを指す。主には、鉄道駅から路線バスやタクシー、自転車などを使って、観光地などへ赴く交通手段のこと。

本格的な高齢社会を迎え、就業意欲の高い高齢者の就業の場を拡大していくことが重要な課題となっています。熟練した技術を伝える場の確保や働きがいとゆとりが感じられる職場環境の整備を促進します。

①雇用の定着

- ・雇用のマッチング対策の推進
- ・U I J ターンの促進

②雇用の場の確保

- ・地元企業育成や企業誘致による就業機会の拡大

③人材育成

- ・職業能力向上対策の推進
- ・熟練した技術の継承促進

(2) 労働環境の改善

中小企業で働く勤労者の豊かな生活の実現と企業の人材確保と定着を図るため、中小企業共済会への支援を充実し、雇用の安定を図ります。

子どもが生まれても働き続けたいと考える人が多くなっていますが、家庭や就業環境などから女性が就業を継続することは容易ではありません。企業における育児期の勤務時間の柔軟化、短縮化が出来る制度の普及や非正規雇用者と正規雇用者の処遇均衡化を促進します。意欲を持った女性が就業を継続できる体制づくりを促進するとともに、仕事と家庭の両立支援や多様な選択肢を周知することによって、男性の就労環境の見直し、仕事と生活の調和が図られるよう子育てや介護、地域活動への参加などに配慮した就労環境づくりを促進します。

①福利厚生の充実

- ・中小企業共済会への支援

②子育てに配慮した就労環境の充実

- ・企業啓発の充実
- ・男女共同参画による育児・介護・地域活動と就労の両立を目指すワーク・ライフ・バランス⁴⁹の推進

⁴⁹ ワーク・ライフ・バランス：人それぞれの希望に応じて「仕事」と子育て、介護、地域活動など「仕事以外の生活」との調和が図られている状態。

第7章 明日を拓く交流のまち

～ 交通基盤のネットワーク化により、交流が拡大するまちへ ～

均衡ある発展を目指し、多極分散型の国土形成が進められてきましたが、依然として一極一軸型の国土構造⁵⁰が続いています。全国的な人口減少と高齢化の中で、地域の自立的発展を可能とする国土の形成が求められています。また、東アジアの諸国との交流が進む中で、多様な地域特性を發揮した国際的な連携が重要となっています。

活力ある経済と地域の自立的発展、国内外の交流と経済活動の拡大を図るため、酒田港、庄内空港、高速道路、鉄道といった交通基盤の整備促進により、総合的な交通基盤のネットワーク化を図ります。

第1節 世界に広がる国際公益拠点港の整備

[施策の方針]

重要港湾である酒田港の貨物量の増大を図るため、内貿航路⁵¹の誘致、新規国際航路の開拓やポートセールス⁵²活動を官民一体となって推進するとともに、荷主にとって利用しやすい港湾となるよう機能の充実に努めます。今後、交流活動が拡大する東アジア地域、特に北東アジア地域と東北地方を結ぶ日本海側のゲートウェイ⁵³の形成を目指します。

[施策]

(1) 酒田港の機能充実

酒田港は、リサイクルポートに指定され、リサイクル関連企業の立地が進みました。平成23年には、リサイクル貨物部門で日本海側拠点港に選定され、国際競争力の強化が求められています。北港地区の未利用地や既存ストックを活用し、環境保全型産業の集積を図るため、循環資源を専用に扱う岸壁の整備を促進します。

また、直轄港湾整備事業の対象となる重点港湾に選定されたことにより、今後も国、県と連携して港湾整備に取り組んでいきます。

さらに、企業の要請に柔軟に対応できる工業用地の確保と地域の産業を支える物流機能を確保することが必要となっており、分散している物流機能の集約や適切な規模の埠頭用地の確保により貨物取り扱い能力の強化を図ります。

港湾における快適な親水空間を維持していくため、港内に放置されているプレジャーボート⁵⁴の集約を図るほか、海洋性レクリエーション機能の充実に努めます。

大規模地震発生時における緊急物資の輸送や被災施設の代替機能、地域住民等の安全確保を目的とした防災機能を強化する耐震強化岸壁の整備、津波による災害を防ぐ機能も兼ねた外郭施設（防波堤）の整備を促進します。

- ①リサイクルポート機能の充実
 - ・リサイクル関連企業の誘致、集積
 - ・循環資源を取り扱う岸壁の整備
 - ・循環資源ストックヤード⁵⁵の整備
- ②エネルギー供給機能の拡充
 - ・新エネルギー開発とエネルギー供給基地の実現
- ③物流機能の充実

⁵⁰一極一軸型の国土構造：東京を頂点とする太平洋ベルト地帯に人口や諸機能が集中している国土のさま。

⁵¹内貿航路：国内貿易航路。

⁵²ポートセールス：港湾管理者や商工会議所などの港湾振興関係者が海外との経済交流を目的とする代表团、使節団等の派遣、施設やサービスの充実などを通じ、港湾利用者の開拓や拡大を目指して展開すること。

⁵³ゲートウェイ：表玄関、接続拠点。

⁵⁴プレジャーボート：モーターボート、ヨットなど、海洋レクリエーションに使用される小型船舶の総称。

⁵⁵ストックヤード：一時的保管場所。

- ・外郭施設の整備促進（静穏度対策）
- ・臨港道路の整備促進
- ・内貿ユニット貨物^{5 6}に対応した岸壁の整備
- ・大型岸壁の整備
- ④親水空間機能の充実
 - ・景観の形成
 - ・「みなとオアシス^{5 7}」を活用した機能拡充
- ⑤防災機能の充実
 - ・耐震強化岸壁の整備促進
 - ・外郭施設の整備促進（津波対策）
 - ・緑地の整備促進（防災対応機能）

（2）酒田港の利用促進

酒田港は、臨海部に立地している化学、石油製品関連企業や木材加工企業等の地域産業の安定的な生産活動を支える拠点、さらに、県内経済と暮らしを支える物流拠点として、地域経済を牽引する役割を担っています。北東アジア地域と東北地方を結ぶ日本海側のゲートウェイとして、質の高い港湾サービスの提供、国際輸送ルートの拡充と交流の促進を図ります。

本港地区周辺は「みなとオアシス」に認定されていることから、親しみを持てるウォーターフロントとしての整備を推進するとともに、良好な港湾景観の形成を促進します。より多くの市民が海や港に関心を持ち、参加できるよう「みなとオアシス」を活用したイベントの充実を図ります。

- ①物流ルートの拡充と貿易拡大
 - ・ポートセールス活動の強化
 - ・定期コンテナ航路の拡充
 - ・東方水上シルクロードを活用した交流活動の促進
 - ・酒田港の利用に関する利便性の向上
 - ・リサイクルポート間の連携強化
- ②親水空間としての活用
 - ・「みなとオアシス」における賑わい創出
 - ・海浜を活用した総合学習の推進

第2節 地域活力を高める高速交通網の整備

[施策の方針]

高速道路、空港、鉄道といった高速交通網は、国内各都市や海外との交流と連携、地域の経済活動の発展に必要不可欠です。地域の経済や文化、交流活動を活発に行い、地域の発展を促進するため、全国のネットワークにつながる高速交通網の整備を促進します。

[施策]

（1）高速道路等の整備促進

県内各都市をはじめ、新潟市、秋田市、仙台市、石巻市など隣県各都市との連携を強化し、人の交流と物流を促進し、また、東日本大震災を教訓に災害時のサプライチェーンを確保するため、日本海沿岸東北自動車道の県境区間の整備、東北横断自動車道酒田線の未整備区間の早期着工に向けて引き続き取り組んでいくとともに、サービスエリアの設置について検討します。また、地域高規格道路新庄酒田道路の整備を促進するとともに、市内交通の円滑化と酒田港等へのアクセス向上の

^{5 6}内貿ユニット貨物：国内貿易によるコンテナ船などにより輸送される貨物。

^{5 7}みなとオアシス：海浜・旅客船ターミナル、広場など港の施設やスペースを活用し、住民によって地域振興に係わる継続的な取り組みが行われる地域交流拠点施設および地区。

ため、地域高規格道路と高速道路の相互乗り入れが可能となる酒田中央ジャンクション⁵⁸（仮称）の設置を促進します。

- ①日本海沿岸東北自動車道の早期完成
- ②東北横断自動車道酒田線の整備促進
- ③地域高規格道路新庄酒田道路の早期完成
- ④酒田中央JCT（仮称）の早期完成
- ⑤高速道路の利用促進
- ⑥サービスエリアの設置調査および検討

（2）交流拠点となる庄内空港の整備

庄内空港は首都圏をはじめ全国、海外と庄内地域を結ぶ交流と物流拠点として、地域の産業や文化の発展に大きな役割を果たしています。国内線の更なる利便性の向上を目指すとともに、各路線の運航拡充および新規国内路線の開拓を図ります。

山形県と友好県省の盟約を締結している中国黒龍江省をはじめ、対岸諸国との交流が活発化する中で、庄内空港への期待が高まっていることから、国際チャーター便の誘致を促進します。

- ①国内線の運航拡充
 - ・新規路線の開拓
 - ・国内線の運航拡充
- ②国際化への対応
 - ・国際チャーター便の誘致

（3）地域間交流を活発化する鉄道の整備

東京をはじめとする全国へのアクセス向上と日本海沿岸や県内各都市との連携促進により地域を発展させるため、山形新幹線庄内延伸、羽越本線高速化を促進します。また、在来線については、通学通勤等、市民の生活交通として時間短縮や接続などによる利便性の向上に取り組みます。

- ①山形新幹線庄内延伸の実現
- ②羽越本線高速化の促進
- ③在来線の機能強化

第3節 生活基盤となる交通ネットワークの整備

[施策の方針]

安全で快適な交通環境と市民生活の利便性を高めるため、社会基盤の充実を図るとともに、総合的な交通ネットワークを整備することにより、地域内交通の円滑化を推進します。

[施策]

（1）道路交通網の整備充実

市内外を結ぶ幹線道路は、都市の骨格を形成するとともに、隣接市町との交流や高速交通網へのアクセス向上に効果を発揮し、市民生活の利便性向上に重要な役割を果たしています。このため、国県道の整備を促進し、利便性の高い道路ネットワークの形成を図ります。

また、快適な市民生活の確保と活力に満ちた経済社会を実現するため、安全かつ円滑な道路環境の整備を進めます。さらに、生活道路の整備、狭小幅員道路の改良を推進します。

- ①国県道の整備とネットワーク化の促進
 - ・国道の整備促進
 - ・県道の整備促進

⁵⁸ ジャンクション：分岐を伴う複数の自動車専用道間の結節点。JCTと略す。

- ・都市計画道路の整備促進
 - ・合併支援道路の整備促進
- ②市道の整備推進
- ・都市計画道路の整備
 - ・生活道路の整備
 - ・狭小幅員道路の改良

(2) 市民交通の充実

公共交通機関である路線バスは、通勤、通学や交通弱者等の貴重な交通手段となっており、福祉乗合バスやデマンドタクシー⁵⁹への期待も高まっています。福祉乗合バスおよびデマンドタクシーの効率的な運行を推進するとともに、バス事業者、タクシー業者と行政等が協調して、それぞれの役割を明確化し、地域のニーズに対応します。

①バス路線の充実

- ・民間バス事業者への支援
- ・福祉乗合バスの効率的な運行推進
- ・地域のニーズに対応したデマンドタクシー等の活用と新たな交通システムの検討

⁵⁹ デマンドタクシー：利用者の予約に応じて、一定地域内を運行する乗り合いタクシー。

第8章 市民のための質の高い行財政運営

～ 市民に開かれた効率的で効果的な行財政運営を進めるまちへ ～

社会情勢の変化に伴い、行政に対する市民ニーズが多様化、高度化し、より質の高い行政サービスが求められています。

行政需要に的確に対応できるよう常に組織体制を見直しながら、職員の政策形成能力を向上させ、質の高い行政サービスを展開します。また、市民と行政の協働によるまちづくりを進展させるため、分かりやすく情報を提供するとともに、透明性を高めながら市民参加の仕組みづくりを推進します。

第1節 質の高い行財政運営の推進

[施策の方針]

厳しい財政状況の中、行政サービスを充実させ魅力あるまちづくりを推進するためには、徹底した行財政改革を進めていく必要があります。社会経済情勢の変化や新しい行政需要に効率的に対応できる組織を確立するとともに、限られた人的資源を最大限に活用して質の高い行政サービスを提供します。そのために、合併効果を最大限に追求し、新行財政集中改革プランの着実な実施、施策評価等での徹底した事業の見直しを図ります。

[施策]

(1) 行財政改革の推進と行政運営

徹底した事務事業の見直しや新行財政集中改革プランを着実に実行しながら、さらに効率的で効果的な行政運営を進めます。また、人事評価システムを有効に活用し、職員の能力を最大限発揮させることにより、少数精鋭の質の高い行政運営を進めます。

めざましく発展する情報通信技術を事務の効率化はもとより、市民サービスに最大限活用し、電子自治体を進展させます。

①行財政改革の推進

- ・定員管理、給与の適正化
- ・民間委託等の推進、民間活力の導入
- ・第三セクター組織の統廃合の検討、経営改善の推進
- ・地方公営企業の経営健全化
- ・施設の統廃合

②職員の能力向上

- ・人材育成につながる人事評価システムの構築
- ・能力開発につながる研修機会の充実

③情報化の推進

- ・電子自治体の推進
- ・次世代ネットワークの構築

④庁舎機能の充実

- ・庁舎の改築
- ・総合支所機能の検討

(2) 安定した財政基盤の確立

地方自治体を取り巻く状況は年々厳しさを増し、歳入が伸び悩む中、義務的経費や繰出金等の固定的経費が高水準で推移する状況となっています。市民サービスの充実を図るため、事務事業については、その選択や実施方法が適切であるか、また、最小の経費で最大の効果が得られているかについて客観的に評価します。また、公共施設の維持管理コストの平準化や施設の延命を図るための

アセットマネジメント⁶⁰を導入します。

将来とも持続可能な財政基盤を確立するよう、合併の規模拡大効果を生かした行政コストの改善や有利な財源の活用に努め、後年度負担を考慮した長期的な視野のもと財政運営を進めます。

- ①健全な財政運営の推進
 - ・事務事業評価の継続実施
 - ・事業の選択と重点化
 - ・アセットマネジメントの導入による施設管理
- ②財源確保
 - ・有利な財源の活用と自主財源の確保

第2節 市民と共に歩む行政の推進

[施策の方針]

市民と行政の協働のまちづくりを推進していくためには、市民の声を市政に反映させながら一体となって施策形成を進めていく必要があります。市民ニーズを的確に把握しそれに応えていくために、行政情報の提供と市民意識の把握を積極的に行います。常に市民満足度を意識し、市民と行政が、その目標を共有しながら、互いに連携して施策形成を図る仕組みを構築します。

[施策]

(1) 市政への市民参加の促進

本市が永続的に発展し、豊かな生活を送り続けるためには、市民と行政が強い信頼関係のもと、目標を共有していくことが求められます。従来の行政主導から、市民と行政の協働のまちづくりを進めるために、広報広聴体制を充実させるとともに、市民参加の仕組みづくりを進めます。

- ①広報広聴システムの充実
 - ・市ホームページの充実やFMラジオ、文字放送等多様な媒体による情報発信
 - ・移動市役所、提言メール、ふれあいの手紙など多様な手段による広聴の充実
- ②市民参加の拡大と充実
 - ・審議会等への市民参加の拡大
 - ・広聴事業の充実
 - ・市民満足度調査の計画的実施

(2) 透明性の高い行政の推進

行政情報を積極的に提供し、市民が知りたいときに取得できるよう、情報提供および情報公開の態勢を充実させ、一層開かれた行政運営を推進します。

- ①情報提供、情報公開の充実

第3節 効率的で効果的な広域行政体制の充実

[施策の方針]

交通基盤の整備や情報化の進展、産業構造の変化などにより、市民の生活圏域は大きく変化し、さまざまな課題を解決するためには、行政区域を越えた広域的な行政運営が必要です。近隣市町と連携、協力して、効率的で効果的な行政運営を進めます。

[施策]

(1) 広域行政の充実

引き続き、広域行政体制の充実強化を進めるとともに、周辺町との連携、協力により、安心して

⁶⁰ アセットマネジメント:施設等を対象として経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設等に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ろうとする活動。

暮らし続けることができる圏域づくりに向けた検討を進めます。

- ①広域行政体制の充実
- ②定住自立圏⁶¹形成の検討

⁶¹定住自立圏:中心市の都市機能と周辺市町村の自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、相互に連携・協力することにより、必要な生活機能を確保し、人口定住を促進するための5～10万人規模の市を中心とする圏域。